

国民と森林

1995年・春季

第 51 号



国民森林会議



国産材時代と国際化・地球環境の時代についての理解

田中 茂

世紀末大変動がいわれるなかで

八年前の年賀状で、「変化の時代といわれる中で、地殻変動にも比すべき変化がおきつつあることを予感せざるをえません」と書いたことがある。当時はドル安円高基調の下で、経済構造調整の名による輸出拡大から内需拡大への転換がいわれながら、製造業の設備投資が減り、あまった資金は財テクと大都市の市街地再開発へと向かい、局地的な地下高騰をまねいていた。そして円高と高賃金をさけて、中小企業までが海外へ進出し、産業の空洞化がいわれ始めていた。経済は音をたてて変わりつつあるといわれた。また三七年ぶりの税制改革—この頃は売上税で、二年後に消費税として実現する—が政治の動向にまで変化を及ぼしかねない状況にあった。雇用情勢もかつてない変化の兆候を見せつつあり、炭鉱、鉄鋼、造船、国鉄につづいて、海外生産がふえる電機、自動車から失業者が出て、失業率は三%台の上の方にいくかもしれないと年初見通しが出ていた。

それから八年たって、余剰資金が財テクと市街地再開発へと向ったバブル経済がはじけ

た点には変わったが、その他は同じ傾向が続き、さらにはつきりしてきている。二〇世紀も残り五年となり、世紀末大変動がいわれるなかで、政治、経済、社会のあらゆる分野での激変が続いている。今年には米不足、水不足につづく職不足の年になるといわれた年初早々、地殻変動は兵庫県南部地震として表面化した。また戦後五〇年という節目にたつて、文化、精神の面もふくめ、日本は成長するアジア経済圏の中でどのような地歩を築くべきか。そのなかで林業基本法が成立して三〇年を経過し、今世紀最後の林政といわれる流域林業政策が展開されている。二二世紀は国産材時代、また森の世紀という人もいるが、日本の林業、山村そして国有林の実態は、国際化、地球環境の時代といわれる実態はいかなるものかについての私の見解を以下述べたい。

国産材時代がいわれるが

戦後五〇年のうち昭和三五年から二〇年以上も、毎年三〇万ha以上も植えてきたまさに昭和の大造林とよぶにふさわしい成果が、世界にもまれな一千万haもの人工林をつくりあげると至った。木材需要は製材、パルプ、合

たなか・しげる 一九二九年生れ。元若手大学教授。北海道大学農学部卒業。水利科学生物学研究室長、全国森林組合連合会常務理事、組合林業社長を歴任。国民森林会議幹事

板などで、四半世紀にわたり年間で九千万haから一億haを維持してきている。しかし昭和三六年には五千万haもあった国産材の供給量は、平成四年には二七〇〇万haへと激減し、自給率は八二%から二五%と急減している。その逆をいくのは森林蓄積の増加で、昭和四一年の一八億haは平成二年には三二億haへと、年平均で七千万haづつ増加している。木材の国内生産量はへって森林蓄積はふえる、その結果は昭和三一年から三五年にかけて、成長量（立木伐採量+蓄積増加量）の九七%も伐っていたが、昭和五六年から六〇年、六一年から平成元年の五年平均ではいずれも三五%しか伐っていない数字となつてあらわれている。日本への木材輸出で森林資源が急減している国と比べて、日本は面積はへらず蓄積はふえていることから森林を温存しているといわれる理由はここにある。

林業白書（平成五年度）は「減少する世界

ングロマリットのような存在であることを見聞した。企業自主権拡大の方針の下で、多くの人員をかかえ、自己収入以外に必要な資金を銀行からの融資に頼り、支出は経営生産活動の収入で賄うという「独立採算、損益自己負担」の財政制度がとられ、しかも医療費は企業全額負担、定年退職者への年金支給まで林業局が担わされるシステムの下で、財政危機の深刻さを痛感させられた。

社会主義市場経済下で国有材伐価格は低く押えられ、沿海地区と内陸部との経済発展格差が拡大するなかで、中国の国有林も大変だなど思わざるをえない。

対立する自由貿易と環境保全

一昨年の六月、リオ・デ・ジャネイロで開かれた国連環境会議は、持続可能な開発の道をさぐるため、約一七〇カ国が参加し、一〇二カ国の首脳が出席した地球サミットとよぶにふさわしい会議であったが、また各国のN G Oも独立の会合をもち、まさに地球環境問題をめぐる史上最大の会議で地球環境の時代の到来を印象づけた。七二年のストックホルムで開かれた国連人間環境会議では、先進国は公害問題を、飢餓と貧困をかかえる途上国は未開発こそ最大の環境問題であると主張し、南北間のきわだった違いが浮きぼりされたと記憶しているが、二〇年もたつてのリオの地球サミットでは、南北間格差が依然として根強く反映したと私には見受けられた。その表

面化した違いは、先進国では国家の主権を解消するかの如き発言があったのに対し、途上国は資源保有国としての主権を主張するといった点にあったと思う。森林についても最終的には各国が国家主権と開発利用権を有しているというところで調整がはかられているようではあるが。

先ほどもみた熱帯林の急速な減少を反映して、伐採された森林に関する原則声明ではアジェンダ21で謳われた森林の持続的経営を確保するため、国際的支援のあり方等にかんする基本原則が示され、森林を利用する国家の主権と責任が確認されているが、目をひくのは最後に、関税障壁を削減または撤廃すべきことが明記されていることである。

森林について二一世紀に向け、地球規模の環境の保全と形成をはかることをうたった原則声明のなかに、なぜ関税障壁の削減と撤廃がもりこまれたか一寸、理解しにくい。しかし第二次大戦後の自由貿易体制は、世界の貿易量を飛躍的に増大させ、世界経済の成長を可能にしたが、その反面、地球環境の急速な悪化をもたらしたこと、自由貿易の大義名分のもとに環境破壊が正当化されることさえ少なくない(3)ことを考えれば当然だろうが、ガット交渉についてのアメリカの環境消費者団体の手紙にそれがよく出ている。

九一年の末、ガットの事務局長アサー・ドンケル氏はドンケル提案とよばれるガット・ウルグアイ・ラウンドの最終合意案を発表し

たが、これに対して九二年一月、アメリカの環境・消費者団体は全下院議員あてに、「最終合意案は拒否されねばならない」との手紙を出している。そのなかでとくに問題となる箇所として、「ガットが指名する国際基準より厳しいアメリカのいかなる環境基準も、消費者基準も、貿易障壁とみなされる。ガット最終合意案はこのようなアメリカの法律をガット加盟国からの忌避の対象とし、アメリカの厳しい環境基準および消費者基準を引き下げる『平準化』を促進します。」と述べている。このことがアメリカまた日本における生協、消費者団体の反ハーモニゼーション運動となつて展開する。

また「現在行なわれている交渉は、持続可能な天然資源の管理に対する国家の主権を制限する」と指摘している。すなわち環境に与えるウルグアイ・ラウンドの否定的なインパクトの重要な一つの要素は、最終合意案に成文化されていない。そしてこの合意案とは別にガット交渉の場で関税と市場アクセスの議論が行われているが、これら交渉の目標は、熱帯木材、水産物、鉱物、林業産品の貿易拡大である。これら交渉の結果、国内外の天然資源を保護したり持続可能な管理を行なおうとする議会の能力に制限をつけることになりそうです。例えば議会およびいくつかの州は、古くから成長している森林からの原木の輸出を禁止することによって、原木の伐採を制限する法律を通過させました。若干の熱帯国で

| | |
|--------------------------|------------|
| ■巻頭インタビュー | |
| 国産材時代と国際化・地球環境の時代についての理解 | 田中 茂 |
| ■熱帯林に暮らす人々 IV | 増田美砂…… 4 |
| サゴ食文化の行方 | |
| ■公開講座 山村問題研究会の記録 | |
| 北海道の農山村の現状と今後の展望 | |
| 相馬 暁 | …………… 8 |
| 今後の山村振興対策について | |
| 小松兼一 | …………… 12 |
| ■提言委員会の記録 | |
| 保安林問題について | 工藤裕士 …… 16 |
| ■山村に高校生は不要か | 松澤 謙 …… 21 |
| ■切り抜き森林・林政ジャーナル | …………… 23 |
| ■国民森林会議第13回総会議案 | …………… 26 |
| 1994年度決算案 | |
| 1995年度予算案 | |
| 通常会員名簿 | …………… 32 |
| 購読会員名簿 | …………… 20 |
| ■会員紹介 | …………… 33 |

霧の山峽 東山魁夷
(制作1967年、31.0cm×44.0cm)

朝霧が流れる。
林の奥の夢幻の空間へと、
微妙な諧調を見せて消えてゆく樹々。
メランコリックな旋律が
静かに奏でられる中に、
爽やかに浮かび上る若葉の緑。

表紙の言葉

目次題字 隅谷三喜男



も、熱帯雨林を保護するために同様の法律を持つています。現在交渉されている規則のもとでは、このような輸出禁止は、ガット違反となるでしょう。世界最大の原木輸入国である日本は、日本が長らく反対してきたアメリカの森林法を排除するために新しいガット規則を使おうと脅迫しています。(4)というのである。日本についてここでいわれていることがどこまで事実なのか、それを確かめることはできないが、森林についてはいま、環境の保全・形成についての主張と自己貿易促進の主張が鋭く対立する局面にあることだけはいえる。

ラウンドの合意をうけての要望書のなかに読みとることができる。すなわち「産地国の丸太輸出規制はガットに明らかに違反しており、その完全撤廃を引き続き要求すること。製品輸入の急増により国内産業に甚大な影響を及ぼす場合においては、関係国との政府間協議による輸入数量制限もしくは緊急関税の適用を発動すること」

おわりに

これまで書いてきたことは周知の事柄が多い。とくに日本の林業、山村、国有林については、国民森林会議の会員の方々にとっては熟知の事柄である。それを敢て私が書いたのは、危機にあるといわれる日本の林業と山村、そして国有林について、国民にひろく周知させていたがきとの願いからである。

(1) 森林労連・全林野労働組合「グリーンウェーブ・国有林」
(2) 戴王才「中国黒龍江省国有林経営と労働力調達政策」、一九九四年林業経済学会秋季大会報告
(3) 熊崎實「自由貿易体制の陰に」、国民森林会議編『森とともに生きる』家の光協会、一四九頁、平成四年
(4) 野村かつ子訳「最終合意案」は拒否されねばならない—アメリカの環境・消費者団体が全下院議員あてに送った手紙」、社会運動研究センター『社会運動』二二六—三九頁、一九九二年三月。
(5) 日本林業協会要約書「ポスト・ウルグアイ・ラウンド対策について」平成六年四月

熱帯林に暮らす人々 — 伝統と開発の間で — (IV)

サゴ食文化の行方

増田 美砂

私の座右にあって英和辞典並みに活躍しているのが『熱帯植物要覧』である。その教えるところのサゴとはヤシ科に属し、茎の刺の有無でトゲナガサゴ、トゲサゴ、サゴヤシの三種にわか

かれ、マレー半島からニューギニア島にかけての東南アジア低湿地に分布。トゲナガサゴはアンボイナ原産とある。アンボイナはかつて一帯がモルッカ、あるいは香料諸島とよばれていた頃の植民地支配の中心地であり、現在ではインドネシアのマルク州の州都となっている。一方『世界有用植物事典』によると、刺の有無には中間型があるため、これらの三種は植物分類学上は同一種と考えられるとされている。

こうした地域に自生していたサゴは幹にたっぷり澱粉を蓄え、住民は必要に応じて伐り倒し、主食としていた。ただし十数年もすると頭頂に巨大な円錐状の花序を出し、澱粉の生産量はその直前に最大となるが、一世一代の開花のあとはゴルフボール様の実を鈴なりにつけた上でたちまち枯れてしまう。うまくすればサゴを無為に枯らすことなく、かつ必要なときにはい

つでも主食を手に入れることができるものの、人口とサゴ群落の最適配分を編み出すのはなかなか難しそうである。

さて鈴なりの種子の方はどうなるのかというと、伝聞によれば発芽力は低いらしい。なぜかとも効率的な悪い生殖システムをとるのは門外漢には推測すべくもないが、住民は種子ではなく分けつしたひこばえを適当に移植して繁殖させている。したがってスマトラやボルネオの湿地帯に展開したプランテーションだけではなく、川沿いなどにある小群落も必ずしも野生のものではなく、人手が加わっている可能性が高いのである。

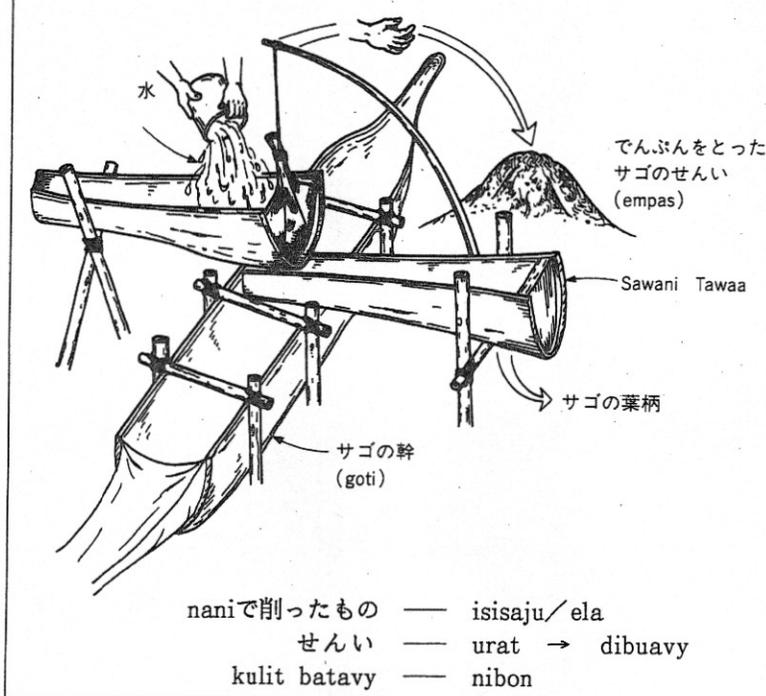
私が始めてサゴ群落に足を踏み入れたのは一九八四年、マルク州のハラマヘラ島であった。この四本足のヒトデのような形をした島は、西に接するテルナテ島が火山灰性土壌と港に恵まれ、高い人口密度を擁しているのと対称的に、海岸をマングローヴに囲まれ、何より放射型をなしているものだから交通は不便なことの上なし。焼畑とサゴに依存した人々の集落が海沿

いに点在しているにすぎず、人々は山奥には身の丈二メートルの異人が放浪していると信じていた。

実際には島の内陸では木材伐採が盛んに行われ、ヒトデの中心部を東西に貫いた林道を搬出トラックが往復していた。ポゴール農科大学に留学していた私は、京大の古川先生、摂南大の深見先生とともにマルク州周遊旅行に出かけた折に、テルナテから軽飛行機で北東に突き出た足に飛び、伐採キャンプで暫く居候をしたのち、海路と陸路で島の西に出たのであった。当時の野帳には、カオ湾には白い直立した幹の高木が連なり、なぜか水没しているというメモがある。今にして思えば、それはマングローヴ林の最前線を構成するソネラティアという樹種で、後に入った調査隊の報告によると樹高が五〇メートルに達するものもあったという。

ハラマヘラの西岸に出れば、テルナテ島は海のすぐ向こうにある。そこで漁船をチャーターし、テルナテに戻るついでに沿岸のサゴを主食とする人々の集落を訪れた。

サゴ澱粉とり器のスケッチ



まずは村長さんの家に挨拶に行くと、甘い紅茶と耳をとった食パンのような四角いビスケットをふるまってくれた。ところが話をしながらそれを一枚無造作につまんだ古川先生は、丸ごと口に放り込むや目を白黒させたのである。危険を察知した私はその端だけちぎり、おそれるおそれる口に入れた。テクスチャーは乾パンに近い。問題は味で、雑巾を食べるとこんな味がするのではないかという代物で、これがサゴと

の不幸な出会いとなったのである。次いで案内してもらったサゴ群落までの道のりがまた難儀であった。マンガローヴの泥の中をこけつまろびつ、ようやくサゴ群落が現れたものの、案内人はずんずん先に進む。今度は転ぶのはおろか、決して手近のものを掴んでもならない。何しろの辺り一面、葉柄に一〇センチ以上の鋭い刺をびっしりとまとったサゴに取り囲まれているのだから。そして林の中にぼっかりと開いた空き地には、

今まさにサゴ澱粉とりをしている最中の人々がいた。

図はそのときのスケッチである。まず切り倒したサゴの幹を玉切りし、さらに縦に二つ割りすると難い樹皮に包まれた真っ白の髓が現れる。その上に馬乗りになって髓を掻き出し、それを水に晒して繊維と澱粉とにわける。サゴは淡水湿地に生えるため、重たい繊維をわざわざ搬出するまでもなくその場で加工ができ、そのための道具も、晒し用の桶は繊維を掻き出した後のサゴの幹、

澱粉を漉しとるためのネットは葉柄の根元を覆う繊維といった具合に、すべてサゴ群落の中で完結できる。また、澱粉しか含まないため副食でタンパク質を補わなければならないという欠点はあるにしろ、一本のサゴで一家が数ヶ月は食べていける。世界の主食作物を見渡しても有数の優れものなのである。

ところが未熟ものの私は、初めて食べたサゴの味と刺、この三者の組み合わせでサゴⅡろくでもない作物と刷り込まれ、以来サゴが話題に上る度に悪口を言った。その誤解がようやく払拭されたのは四年後、再びマルク州を調査に訪れ、二ヶ月の大半をセラム島の山の中で過ごしたときのことであった。

ハルマヘラでご馳走になったビスケットはレンペンとよばれ、数あるサゴの伝統的加工方法のひとつにすぎない。生産されたばかりの生サゴは真っ白の混じりけなしの澱粉であり、当然無味無臭である。それを人々はサゴの葉を編んだ容器に入れておくが、水分を含んでいるため長期保存はできない。そこで生サゴを食べきれないときや、漁や山仕事に出かけるときの糧食用に加工する方法のひとつが、生サゴを土器で焼いたレンペンなのである。古くなった生サゴは色が変わり、腐敗臭もたち始める。新鮮なサゴをレンペンにしても、今度はそれを長期に保存すれば同じことである。私達はたまたま古くなったレンペンをいただいたわけ、それを以てサゴを論じるのは短絡以外の何物でもなかった。



ボベダをよそうリン夫人（セラム島にて）

セラム島の人々はボベダを主食にする。作り方は至って簡単。ポウル状の土器に生サゴを入れ、上から同量よりやや多めの熱湯を注ぎながら素早くかき混ぜて終わり。何のことはない、ただの澱粉糊である。食卓の各人の前には予めスープを張った皿が置かれ、主人がガタガタとよばれる先が二股になった木のフォークを左右に構え、ポウルの中の澱粉糊をガタガタの先でくるくると掬いとり、客人が両手に捧げもった皿のスープにぼたっと落とす。それをスープとせずとすするのが正しい食し方という。私が集落を訪ね歩く中でご馳走になったボベダは、必ずスープとともにあった。これは何よりも他の栄養分を補うためであるが、スープに澱粉糊を浮かせることによって喉越しよく、皿洗いも楽になる。スープの具にはシダや木の葉

といった身近に入手できる野菜とともに、魚の干物や獣肉が用いられ、ココナツミルクやスパイスで味付けされる。前述したようにサゴは純粹の澱粉しか含まないため、米食民族のように大量の飯さえ食べていけばタンパク質の相当量も補えるというわけにはいかないのである。余談になるが先日サラワクのイバンの人々の集落を訪れた際、夕食に皿に山盛りのご飯を差し出された。手を付けずに副食の皿を待っていると、主は黙って先に食べ始めた。えっ、と私は一瞬ひるんだ。確かにその日収穫したての米を炊いたご飯は香り高くうっすらと紫色を帯び、日頃ご飯の味には無頓着な私でさえそのおいしさを堪能できた。でもやはり一品でも、いや塩だけでもいい、味がほしい。

セラム島を去る頃には私はすっかりボベダ党になっており、州都のアンボンに戻ってもなお、中華料理屋には目もくれずサゴ料理を出す食堂を探し回った。レンペンに辟易した頃とは貌変し、新鮮な生サゴで作った無味無臭のボベダもいけれど、古くなった澱粉の雑巾臭もまた味わいがあるてよろしいとまで言い放つ、いっばしの通になったわけである。

その後も時折ボベダを思い出しつつ、でもマルク州に行かない限り食べられないものと諦めていた。ところが九〇年末にマングローブ資源調査にスマトラのリオウ州を訪れた際、川を流れる

ドラム缶を連ねたような筏に出くわした。スマトラ東海岸の低湿地にはあちこちにサゴのプランテーションがあり、玉切りされたサゴの幹が澱粉加工工場に運ばれるところだったのである。

そこで仕事の合間にサゴ園を手広く経営している地元村長さんを訪れ、今も人々はサゴを食べるのかと尋ねてみた。食べることも、と差し出されたのは、ルンダンとよばれるサゴ澱粉を粒状に丸めたものであった。これには湯がかなければならないものと、ココナツ味そのままポリポリとかじれるスナック・タイプのものがある。前者はサゴパールやタピオカと称され、最近のエスニック・ブームのおかげで日本のスーパーマーケットでも入手できる。また森林局の役人は、サゴ澱粉で麵をつくる内職をしている家庭に案内してくれた。

いずれもたいへんおいしく頂戴したが、それだけではやはり物足りない。なつかしのボベダに出会うのは無理かと諦めかけたところ、郡役場に勤めるアブさんというムラムの青年が、俺が一肌脱いでやると家に招待してくれた。結局、前号で紹介した白炭窯の見学許可をめぐっての持久戦にもつれ込んでいた間、私はこの気前のようアブさんの家に居候し続けることになったのである。

私そんなもの食べたこともないわ、と初めは渋っていた奥さんも、近所に住む年配の夫人の応援に勇気づけられ、まずは妹にシダ採りを命じた。この食用シダは伐開された湿地にいくら

でも生えている。私たちが苦勞して集めた一抱えもあるシダは鍋の中でほんの一握りとなり、新鮮な小エビと合わせ、トウガラシ、赤タマネギ、その他のスパイスで味付けをして、酸味の効いたスープとなった。その中に例の洗濯糊を落としてポペダならぬ、この辺りではクプルンと称する一品の出来上がり。ついでにリオウ風レンペンも披露してくれて、これはハルマヘラの味もそっけないビスケットとはかなり趣を異にして、うっすらと塩味のするサゴ澱粉と乾燥ココナツのお好み焼きといったところ。

さてアブさん一家に応援してくれた老夫人や友人たちが加わり、立食パーティーが始まった。アブさん夫婦を初め若い人たちが及び腰で口をつけるのとは対照的に、年配の人々は感慨深げに味わっている。こうしてリオウ沿岸伝統料理の試食会は盛況のうちに終わり、宴は居間でのカラオケ大会へと移っていった。

スマトラ島東海岸では、サゴが湿地帯の換金作物としての地位を確立するのと反対に、主食としてサゴを食べる習慣はほとんど消滅しかかっている。その地位は米にとって代わられた。それほど各地をくまなく歩いたわけではないが、これまでサゴがまだ主食の地位を保っているのを確認できたのは、西のインド洋側にスマトラ島と平行に点々と連なるメンタウエイ諸島だけである。

ボルネオ島では、マレーシアに属するサラワク州の中部沿岸に住むムラナウの人々がまだサゴ食を堅持している。さらに東のスラウエシ島

に行くくと、各地にサゴ食文化を残す人々がいる。島最大の都市であるウジュンパンダンの日本人宅で、内陸の出というお手伝いさんにサゴを食べさせてくれとお願したところ、嬉々としてポペダ式の食べ方を再現してくれた。しかし郷里でも、今や主食は米だという。島の北部や東部の田舎でもこちらから頼めば機嫌よくふるまってくれたが、リオウの人々同様、なつかしい食べ物という位置づけであった。

何年も幹に澱粉を蓄えているサゴは優れた天然の貯蔵庫であるが、ひとたび伐り倒すと、日夜サゴの繊維掻きと澱粉濾過にいそしまねばたちまち腐ってしまう。またそのようにしてとれた生サゴもまた日々消費してゆかねばならない。自給経済には適しているも、換金作物に転じるには最も多くの労働を要する繊維掻きを機械化し、短期間のうちに水分を含まない澱粉にまで加工しなければならぬ。しかしサゴを食べる人々は、乾燥澱粉など食糧にならない、生サゴでなければおいしくないという。

近年急にサゴを食べなくなってきたのは、生サゴをつくる人々が減ってきたからだろうか。しかしそのときは大変でも一旦生サゴに加工すれば、後は漁撈や狩猟でタンパク質さえ手に入ればすむことである。ポペダやクプルンより、コメの方が食味に優れているのだろうか。

米食民族の出である私には、どちらがおいしかを客観的に論ずる資格はない。しかし物好きな外国人のためにサゴ食を復活させてくれた人々はみな、決してサゴをまずい食べ物とみな

してはいない。むしろ久しぶりの機械を楽しんでいるようであった。またたとえ現金収入が増え、市場圏が拡大することによって食物の選択肢が多様になったとしても、サゴ群衆が身近にある限りは、毎日とはいわずとも食卓に上る日もあってしかるべきである。

私には、むしろサゴ食衰退の背景には、米食民族が支配層となっているインドネシアやマレーシアにおける政治構造の影響が見えかくれする。その中でサゴ食は遅れた文化とみなされ、米食の普及が発展のひとつ象徴となってきたのではないか。多民族国家においては、混住がすすんだ地域ほど、支配層の文化・価値観への単一化が進行しているようである。

ただ個別の地域でみると、実は問題はそれほど単純ではない。前号で紹介したリオウ州の炭窯におけるかつての労働者は、アキットとよばれる湿地林で採集生活を行っていた人々が主体であった。ところが現在では、まだ窯の近くに住み込み、汗と粉塵にまみれて搬出入を行うアキットの人々も見かけはするが、労働者の中心は一方では政治的支配者でもあるジャワ人の移民に移っている。すなわちスマトラやボルネオ在来の人々の社会を、州や県のジャワ人首長や役人が上から、そして新たな土地・職を求めて移住してくるジャワの貧農層が下からサンドイッチのように挟み込むかたちになっている。その中で支配に対する反発や伝統再評価の動きはなかなか見えてこないのである。

山村問題研究会の記録

北海道の農山村の現状と今後の展望

北海道立中央農業試験場 企画情報室長

相馬 暁

一、北海道農業の現状

多くの地域で人口が停滞から減少に向かって
いる上、鉄道の総延長も大正二二年時点にまで
逆戻りしている。農村における農家戸数はピー
ク時の昭和二五年の二四万戸から平成五年には
九万戸を切るまでに激減した。しかし主業農家
(専業および第一種兼業農家)率は、都府県で
は低下の一方だが、北海道では減少していない。
つまり農業のプロとしての農家は残っている。
最大の問題は過疎化と同時に急速に進行して
いる高齢化で、統計上、非労働人口である六五
才以上の高齢者が農業従事者の二〇%台となっ
ている。しかも新規就農者数が激減し、平成四

年にはUターン青年と新規卒者とを合わせて
も五〇〇人程度しかない。同年の北海道の農
家戸数は九万戸だから人口減少、後継者不足に
伴い必然的に規模拡大で補うことになる。北海
道農家の規模拡大は高く評価されがちだが、
積極的に評価できるのはある期間まででしか
ない。

二、村が消えていく

幌加内村(森林率七六・五%)という山村を
例にとって地域崩壊の現状を紹介したい。同村
の平成五年現在の人口は昭和四五年当時の約三
分の一にまで減少している。府県では離農して
も定住し続けるが、幌加内では離農者は札幌や

東京に出ていってしまう。つまり北海道では規
模拡大とは、その地域の崩壊につながるかねな
い問題なのである。

また、同村では村役場や農協の職員でさえも
劣悪な環境を嫌って近隣町村に移住しているた
め、昼間流入人口が流出人口を上回る(八五対
六五)現象が起きている。村の調査では若者の
六割が転出を希望しているとのことだ。

地域崩壊の一つの例として、一つの部落も消
えた例を述べよう。三〇数戸の小さな部落で、
最後まで水田を維持していた四戸の農家も、部
落全体の水利権確保のための負担金に耐えられ
ずに離農し、この部落は消滅してしまった。

三、北海道農業の特徴

一戸当たりの耕地面積が都府県の一二・五倍
あり、水稲作付け面積、肉用牛飼育頭数も六倍
以上と規模が大きい(平成五年)。また専業農
家率も高く、農業依存度が非常に高い(都府県
一六・五%に対し七〇・五)。よって昨年のよ
うな冷害に遭うと道全体が不景気になってしま
う。

また、ガット・ウルグガイ・ラウンドの痛打により北海道農業は深刻な事態に追い込まれようとしている。例えば、酪農では道全体で三〇万トンの牛乳を絞っているが、その八割は加工用だ。ミニマム・アクセスで一三・七万トンのバター、脱脂粉乳が入ってくれば大きなダメージを受ける。従って北海道酪農の生き残りのためには酪農の南北戦争、つまり生乳の市場に参入し府県の酪農と競争していくことも止むなしで考えている。

馬鈴薯も、作付け面積は道全体で七万ヘクタールあり、その六割がデンプン用馬鈴薯だ。関税率引き下げにより二〇〇七年には破滅状態になると予測される。このため用途転換を含め、何を後作にするかが大問題だ。また、昨年の冷害は小豆の高騰をもたらした「赤いダイヤ」の夢が再現された。しかし関税化によりこうした「夢」は二度と実現しないものになった。

このようにガット・ウルグガイ・ラウンドの痛打は北海道農業の基盤を確実にくずしつつあり、五年後を目指して私たち試験研究機関や農政は大がかりな対応を考えているところだ。

四、地域別にみた課題

(1) 地域区分

道南地域Ⅱ函館のある渡島半島を中心とした地域は、一戸当たり一・五から一・七ヘクタールと都府県並みの規模である上、道内でも高齢化が最も進んでおり、一番悲惨な地域と言える。道央地域Ⅱ上川・留萌・空知・石狩・日高地域

は、水稻を中心とし補完的に野菜が伸びてきた地域。規模は小さい中だが、ネコの目・農政の本で将来に展望をもてない稲作専業地帯であるため離農率が高い。

道東北地域Ⅱ酪農地帯と畑作地帯とに区分される。酪農地帯は根室・釧路・宗谷の三支庁で、酪農一本で食べている。畑作地帯は十勝・網走の二支庁で、畑作と酪農の二本立てである。

(2) 稲作・畑作地帯の課題

●稲作農家の離農

道南・道央地域の稲作農家に対するアンケート調査では、将来不安が離農の大きな要因となっている。北海道の減反割り当ては五割であるから、スケール・メリットを活かした経営はできない。また道内でも耕地放棄地が増加し始め、全体として生産力が低下している。

その原因は雇用労働力の不足や労働力の高齢化、後継者不足など多々あるが、私が重視しているのは農家の意欲の低下、技術力の停滞、地力の低下の三つである。

●所得低下を補う野菜導入

畑作地帯の中心地・十勝では、かつて反当たり一〇万円稼げたが、いまでは最も儲るビートですら反八万五、〇〇〇円程度だ。平均して一戸当たり二五町所有しているが、所得は八〇〇万円ほどにしかならない。そこで換金作物としての野菜を導入、昭和六〇年に四%だったのが平成四年には九%にまで増加した。網走も同様で九%が一六%に伸びた。

(3) 酪農地帯の課題

道東北の酪農地帯においては、規模拡大の徹底により牛の飼養頭数は九三万頭近くになり(平成五年)、全国の頭数のほぼ四五%を占める。しかも昭和六〇年当時と比較すると、飼養戸数は減っているものの、一戸当たりの飼養頭数は四六・四頭から六九・七頭に増加している。しかし、規模拡大は膨大な借金の上になり立ち、乳価引き下げの中で、農家の可処分所得は低下し、九〇年以降はマイナスに転落している。

また地域的規模で見ると、規模拡大は環境破壊を確実に進行させてきた。家畜糞尿窒素と化学肥料窒素の和が耕地に保持される限界量は一ヘクタール当たり二〇〇キロと言われているが、日本、韓国、西ドイツ、オランダなどでは、すでに二〇〇キロを超えている。その反面、開発途上国は糞尿さえも燃料に使用するから、耕地に還元されることなく、その上施肥も殆ど行わないため地力は減退する一方である。つまり食料と一緒に地力も先進国に輸出している。

日本国内においては、家畜糞尿のみを見ても群馬・神奈川・愛知・徳島・宮崎・鹿児島六県が明らかに二〇〇キロを越えており、全耕地に均等に散布しても環境容量を越えている。

北海道においては、各市町村単位の家畜糞尿量を各市町村内の全耕地に還元したとすると、一・二市町村がオーバーする。また各自の草地内に還元したとすると一〇〇市町村でオーバーする。

しかし、北海道の全耕地に必要な有機物量は、年に約二三〇万トンで、それを成分別に見直

すと窒素として約九万トン、炭素として一八二万トンである。堆肥以外の、デンブン廃液、家畜糞尿、パークなどによる補給量を計算すると、窒素では約五万トンが過剰だが、炭素は約一四万トン不足している。

つまり道東北では環境容量を越え環境汚染源になっている糞尿が、道央・道南の畑地では、有機物が還元されず地力が低下している。農家と畜産が分離してしまったため、有機物質の循環が崩れてしまったことが、こうした歪みを生み出している。

五、今後への働き

(1) 農家・農業関係者の意識変革

数年前に「桃太郎農業からの脱却」を掲げた。物不足の時代には川上から桃（生産物）を流せば川下で拾い上げてくれた。しかし今や消費者の求めている農産物を作らねば売れない。そして求められる農産物は一律ではない。

●流通パイプの変化

一〇年前までは東京・大阪・名古屋の三大市場の支配力が大きかったが、今では荷が市場に直接下りず、産地から直接スーパーに届けられるようになり、形骸化した。市場におけるセリの比率も低下し相対取引が増え、高値に歯止めが掛けられるようになった。例えば、かつて九八％はセリだったのが、今では相対が主流に変わった。

量販店の仕入れ先も、関東地方では平成元年の調査で三割近くが市場外流通だった。流通パイプの多様化はどんどん進んでいる。

例えば、夕張メロンは、最大の取引相手は輸送業者である。日持ちしないという欠点があったが、業者の「うまいもの便」に乗せることで四〇万ケースを卸している。こうしたパイパス流通は、市場とホクレンの手数料一〇・五％が浮くから、最も簡単な付加価値づくりと言える。

こうした成功例に刺激されて北海道挙げてパイパス流通づくりに取り組み始め、ホクレンさえもパイパス流通開発のためのセクションを設置するに至った。

●消費者ニーズに応える

消費者の選択基準を把握し、従来の農業技術を根底から変える運動をしている。例えばホウレンソウ栽培の場合、生協や店頭での調査で、購入者は葉の色を最大の目安にしているという結果が得られた。このことから、望ましい色合いを保つための品種の選択、施肥方法を研究していった。これが川下の発想に立った注文取り農業の方法だ。

(2) 道農政の目指す方向

幸いなことに北海道農業や農産物に対する都会の関心は非常に高く、いいイメージを持っている。そこで、一つの戦略として都市生活者との連携の中で北海道農業の出口を見出そうと考えている。

道としては二一世紀に向け「北海道農業・農村のめざす姿」を策定した。その中では「三つの優しさを求めたクリーン農業」の推進に最

も重点を置いている。これは人、作物、地球に優しい農業の確立を目指すものだが、人に優しいとは、作る人にも食べる人にも優しい農業でなくてはならないと云うことだ。

●無農薬農法

耕種的・物理的防除方法により農薬を使わない農法を模索している。例えばスイカやメロンにネギを混植することでフリザウム属菌による立枯病を抑える方法を開発した。また土壌を予め太陽熱で消毒するなどで病気を抑えている。

●品種改良

北海道が五〇％近い稲作転換率を指示されたのは、一つには北海道産米がおいしくなかったためだ。このため良質米育種グループを設け、一〇年がかりで作成あげたのが「ゆきひかり」「きらら三九七」だ。これはアミロースや蛋白質、アミロ粘度の分析結果を品種改良に役立て、極めて科学的に作られた。

●意識改革

ところが「きらら」の適地は概算三万五〇〇〇ヘクタールだが、特別栽培米として高く売れることから八万ヘクタール近くにまで拡大されている。栽培不適地の「きらら」が出回ること生産者全体の信用も失われる。おもしろいものを作っている生産者はそれを維持し保障する責任を持たなければ信頼は育たない。そんな意識が必要だ。

結局、「クリーン農業」とは北海道農業を二一世紀にいかにか持続的に発展させるかという基本的戦略であり、その第一がこのような意識改

革である。第二が技術革新、第三がそれをフォローする行政施策である。

●技術革新

新農政で先進的モデルとして示されたものの中には、現行技術では到底到達し得ないものもある。例えば水田・畑作経営二八ヘクタールを年間一、八〇〇時間、一・五人労働で米一四ヘクタール、麦七ヘクタール、大豆七ヘクタールを行うことは困難である。

この点をクリアするための技術の一つが不耕起移植技術である。これにより現在一町当たり三〇〇時間かかる作業時間を五五％にまで短縮できる。さらに湛水直播栽培にすることで、労働時間を三割まで消滅できる。こうした技術革新を五〜十年以内に確立することができなければ、規模拡大は画餅でしかない。私たちは各部門各作物ごとに所要労働時間と、変革していくべきプランを作っている。

(3) 町村としての取り組み

町村では、農業のシステム化・農業支援システム化が大きな課題になっている。その一つとして広範囲な農家に各種の情報を即時に伝える情報ネットワーク化がある。また、農業のシステム化の一つとして、農家の作業の協業化として育苗施設を設置し、農家に野菜や水稻の苗を供給している。

酪農家の場合は、休日を取りにくい、コントラクターシステム（作業受委託請負会社）が誕生し、ゆとりある酪農を目指している。十勝では既に、二〇町村に二二の会社が出来た。

地方の土建屋が夏場の遊休機械を利用して行う例や、農協の第三セクターがコントラクターとなっている例がある。今後の農業の担い手を農家だけと考えると、農家は過重労働で潰れてしまう。そこをこうした支援システムで打開していくというもの。

もう一つの考え方は、規模の適正化である。使用頭数を増やしていても所得はそれに比例して上がるわけではない。酪農そのものが目的ではなく、豊かな人生を送ることが目的であるならば、ゆとりある酪農を実現すべきである。こうした動きが農家の中から出てきている。

六、展望に向けて

一 多様な農業生産を可能にする技術の確立
農家のレベルや要求が多様化し、一律な指導はできなくなった。地域生態系に密着した多様な個別技術が必要だ。試験研究としても、画一的な技術でなく、多様な技術体系を前提に、検討を行い始めた。

二 省力・軽労働化機械体系の確立
規模拡大、人手不足に対した省力機械化一貫体系の確立が必要。しかも女性が使いこなせるものであること。そんな視点で機械開発を行っている。

三 付加価値づくり

農家自らが生産だけでなく、販売まで手掛け始めている。北海道の一村一品運動の担い手の多くは農村部にいる。

四 農業の多面的価値を再評価

「都市と農村との結婚」と題して、北海道の森林資源や自然環境自体を売り込む動きもある。クリーンな自然、クリーンな生産環境の維持を都会の人々に訴え、農村の多面的な役割、豊かな農村景観、あふるる緑を都市の人々に開放し、リフレッシュの場とする、そんなグリーン・ツーリズム運動による生き残りを図ろうと考えている。

五 農業生産の場の強化・多様化

農村における最大組織、農協が自らの意識・機構を革新しなければならない、例えば組合長の権限を強化し、会社組織的な即時対応を可能にしていかななくてはならない。

農地価格の下落する時、借金してまで農地を買う農家はいない、むしろ土地の流動性が阻害されている。国が金融面で裏打ちをし、農協や公社が購入できるようにし、それを農協、農家が請負う制度をつくれば、個人のライフサイクルに合わせた土地の増減が可能になる。

また、すでにコントラクターが実施されているのだから、企業の農家への参入も考えていくべきだ。さらには農業を再編し、目的別にジョイントし合う農業集団があってもよい。これはフランチャイズ制農業とも言える。

△質疑・討論▽

◇最も厳しい状況にあるのは酪農か。

相馬 統計上は一万三〇〇〇戸の酪農家があるが、乳の販売権を持ち、余乳をチーズ・バターに加工する本来の酪農家は僅か二〇戸ほど。大

部分は大手乳牛メーカーと契約し、淡なる「搾乳家」になっているのが現状だ。

乳価決定に対する生産努力の寄与率はせいぜい三割位でしかないから、農業政策の如何にかかっている。その意味でも五年後の「南北競争」は避けられず、今年から乳質向上・差別化戦略はスタートしている。

今後の山村振興対策について

山村豪雪地帯振興課長

小松兼一

はじめに「山振法」と「意見書」の方向性

本年八月に国土審議会の山村振興対策特別委員会から出された「意見書」に基づいて最近の山振対策の動向や考え方について説明する。

近年「中山間地問題」として種々論議がなされているが、この「意見書」は、あくまでも山振法上の山振計画制度を軸にした諸施策の推進に關してのものであること、また農林統計上の「中山間地域」や「特定農山村活性化法」の対象市町村は、一七〇〇余りだが、山振対策の対象とされる「振興山村地域」は林野率七五%以上等の要件で限定され、現在一一九五市町村となっていることを御承知願いたい。

山振法は、昭和三〇年代後半からの高度経済

◇非農家の若者も入ってきているのでは。

相馬 イターン組がふえており、道は基幹農家育成偏重から小口農家にも対応、研修施設も設置するなど対策を一步步進めている。しかし、受入れ側にあるヨソ者排除の意識、初期投資がかかるなどの問題もある。

成長の中で生じてきた産業基盤や生活環境の整備の面での都市部との格差是正を目指して制定された。その政策手法は公共投資によるハード事業を中心に、政府の補助事業等を「山振計画」に基づき計画的かつ重点的に実施するもの。この「地域格差」の是正は国家的観点から必要とすることで山振対策に対しての国の関与度合は高く、「山振計画」の策定も、都道府県知事が町村と協議の上で行い、内閣総理大臣が関係省庁と協議し、これを承認するという中央集権的な仕組みとなっている。地方分権が大きな流れとなっている今日ではおそらく採用されなかつたと考えられるが、当時は都市部の発展、経済成長に山村が取り残されないようにする「格差是正」達成のためには不可欠な制度と考えられ

たもの。

山振法は、過去二回延長され、今回は平成六年度末まで期限切れ。このため格差是正という山振法の目的は達成されたのか、引き続き是正の方策が必要か等の議論が、関係市町村、都道府県、そして山振法の制定、改正は恒に議員立法でなされてきているので最終的には、国会でなされる必要がある。もちろん政府としても検討を行わなければならないが、御承知のような政治状況であるので、延長問題について関係方面での早めの議論、意思決定を促すべく、昨年十一月から国土審議会での審議を開始した次第である。

また、国土審議会での議論の背景として、九一年度から国土審議会の調査部会で「四全総」の総合的点検の作業が開始されたことがある。今後の国土政策のあり方に対して山村、山振対策のサイドから提言なり、ものを言う必要性が生じる可能性があるのではとも考えた。「意見書」が「四全総」での山村漁村に関する記述の引用で始まっているのはそういう問題意識に立ったもの。全国的な土地利用の中で国民的な理解を得ることのできる山村の位置付けという視点はやはり欠かすことはできないと思う。

もう一点の問題意識として、ウルグアイ・ラウンド合意の国内関連対策として農政審議会等でその影響が集中して現れるおそれがある中山間地域に關しての問題が論議されていることがあった。これに対しての山振対策として、山村の地域活性化の視点から何等かの取りまとめが

要請されると考えた。

以下、「意見書」を項目順に説明する。

一、山村地域の現状と課題

1 山村の地域社会の現状

(1) 国土政策の進展と山村の地域社会

「四全総」で重要課題とされた「東京一極集中」は、東京圏への人口転入超過がほぼゼロに近づく等のように新しい局面が生じつつあるが、自然増もあり、都市部の過密問題は今後も大きな政策課題。他方では、「地方中枢・中核都市」の「拠点性」の高まり等の評価できる動きもあるが、三大都市圏や「地方中枢・中核都市」から遠隔にあって、これらの諸機能を享受しにくい地域を中心に人口減少、高齢化が進行しており、これらの地域の活性化を図ることが国土構造上の最大の課題。山村の大半がこれに該当する訳であり、婦恋村や川上村のように快適な地域づくり、地域活性化の実例もあるものの、地域の基幹産業である農林業の一般的不振が続く下で、地域活力の低下等の困難な課題に直面。

(2) 人口減少・高齢化の進行と今後の見通し

山村住民の総人口は、昭和四〇年と平成二年とを比較すると、全国人口が二五％増加したのに対して逆に二七％減少、全国人口に占める割合も六・八％から四・〇％に低下。

今後の見通しも、地方圏の山間地域での試算では、高齢者人口比率が二〇〇〇年には三〇％近くに、二〇二〇年には四〇％近くになる。地方圏での少産化傾向もあり、人口減少・高齢化

にさらに拍車がかかると懸念される。

(3) 山村の住民及び自治体の活性化に向けての活動

山振対策の自治体であり、住民の意欲が大事。

今後とも山村市町村の自主的、創意工夫をこらした活動を最大限に活用していくことが課題であるが、その財政力は極めて脆弱。山村自治体が主体的に活性化施策、事業に取り組めるよう、行財政面での支援が必要。

2 農林業の動向

(1) 山村における農林業の位置付け

高齢者の増加や若者の山村定住に対応するためにも農林業が重要。しかし、耕作放棄地の増大や林業生産活動の停滞は国土保全上の問題を引き起こしている。

また、ウルグアイ・ラウンドの農業合意の影響が山村農業に対して集中的に現れてくると予想され、山村農業や地域社会に与える影響を極力少なくするよう十分に配慮することが必要。林業自体も関税の引下げ率が大きく、十分な対応が必要。

(2) 山村の農業の新しい動き

厳しい状況に取り巻かれているが、各地で山村の特性を活かした新しい農業の動き。労働集約型・高付加価値型農業や環境保全型農業はこれからも期待される分野であり、また担い手としてU・J・イーターン者や新規就農者の参入が増加。

(3) 林業をめぐる新しい動き

① 流通管理システムに係る施策の推進

今後の林政の基本であり関係省庁の理解と協力が不可欠。また上下流の地方公共団体間での森林整備、費用負担に関する協定締結等の取り組みの推進が要請される。

② 林業従事者の福利厚生の実現等就労条件の改善に資する基金の設立

平成五年度から国土庁、林野庁、自治省の担当課長がメンバーになって「森林・山村検討会」を設置し、林業や山村等に関しかなり突っ込んだ勉強会を続けた。その検討を通じて確認されたことは森林を適正に管理していくことが我が国の国土管理の上で不可欠であるということ。このような共通認識に立って、具体的施策、成果として、ふるさと林道の整備や本件の基金設置が、地方交付税措置を伴うものとして誕生することとなった。これからもこういう観点からの施策の充実が重要。

③ 急速に進みつつある高性能林業機械の導入

林業従事者の確保、特に「第三セクター」で働く若者の確保を念頭においた場合、機会化が不可欠。林道の整備等とともに、この面での施策の推進を訴えたいと考えた。

3 山村の就業動向及び交流等

(1) 山村の就業動向及び企業誘致の見通し

就業人口の減少は、そのほとんどが第一次産業。山村への工場の立地・移転は電気機器や自動車部品等の機械工場を中心に増加していたが、バブル経済崩壊後は、製造業の海外生産シフトの一層の進展もあって、企業誘致が困難化。実際のところ、部品組立て工場のような一定規模

以上を要する労働集約型製造業では受け入れるだけの就労人口が得られないのが実態。今後は高度情報通信ネットワークの整備を進め、これを活用した新しい産業のあり方を探ることが必要。

(2) 「六次産業」の育成

平成二年意見書で提唱された「六次産業」が進展し、「森林、農用地の保全事業を行う第三セクター」の制度も活用されつつある。今後は第三セクターについて健全で安定した経営、収支基盤を早期に構築することが課題。

(3) 山村での交流・リゾート推進の動き

交流のあり方として一過性でなく、継続性のある「ふれあい型」、例えば滞在型の農林業体験活動タイプのもの等が重要。受入れ側も、関係する一部の人だけでなく、高齢者や女性も含め、多様な交流活動が大切。

(4) UJイーターン者や高齢者向け就業機会確保

地方回帰の流れを促進するポイントは家族としてのUJイーターン決定権を握っている女性に与える住みやすさ、居住環境と教育問題。今後は定年退職者の回帰が期待され、焦点を当てる必要。

4 生活環境

(1) 生活環境整備の意義と整備水準

焦眉の課題は水酸化である。近年水質保全に関心が高まっており、これを活用して上流部である山村の水酸化促進を図ることが有効。

(2) 医療施設・福祉施設等

夜間救急時の体制と高齢者向けの保健・医療

サービスが引き続き課題。

(3) 道路整備と山村住民の生活圏域の広域化

道路整備の進展により広域化が進んでいるが、「拠点性」を増してくる地方中枢・中核都市へのアクセス条件についてはなお改善が必要。

5 国土保全

(1) 山村地域における森林保全、自然環境の保全等の役割の発揮状況

(2) 耕作放棄地の増大等国土保全に係る問題の顕在化

耕作放棄地の問題はかなり理解されるようになってきているが、成熟期を迎える人工林の管理を向上させることが重要な課題。

二、山村の役割の今日的意義

1 山村の役割の意義と国民的期待の高まり

平成二年意見書の提出以降、山村の多面的機能に関して、「モノから心」、「うるおい」、「ゆとり」の重視等の流れを背景に、「ふれあい体験」への期待や教育機能の意義が増大。今後は山村に居住し、活動することに関する価値意識の高まりも予想され、これに配慮した施策が重要。

2 山村の役割に関する国民的コンセンサスの醸成

山村の多様な役割は国民全体に有用なもの。国民の理解の深化を図り、山村振興に関する国民的合意の形成が必要。

三、今後の山村振興対策の基本方針

1 基本的視点

(1) 山村の中長期的な将来像の樹立等

山村の住民や自治体が主体的に将来像を自立することが肝要であり、政府は関連情報の提供と所要の助言の義務。この場合、一律的対応ではなく、山村を類型化して対応策を考えることが必要。

(2) 山振対策の総合性の確保

山村の活性化等のためには、農林業振興施策だけでは限界。町村が地域の実情に応じた施策を自主的に選択し実施できることが重要。

(3) 山村振興法の延長

① 山振法の成果及び目的

山振対策は産業基盤の整備等で着実な成果。しかし、水酸化率等都市との格差はなお存在。高度情報施設の分野等も含め、格差是正のための山振対策推進は今後も必要。

② 山村定住に係る諸対策継続の意義

山村の多面的機能は山村住民が森林、農地で活動を適切に行うことで発揮されるもの。国土の均衡ある発展からも、適正な人口と労働力を地域内に維持することが必要。国民的な理解を得つつ、山村自治体の行財政への総合的支援を行いつつ、山村定住に係る諸対策を推進すべき。

③ 山村振興法の必要性

格差是正とともに山村の多面的機能への国民

的期待に応えるために、山振対策の推進が引き続き必要であり、根拠法である山村振興法の有効期限を延長する必要がある。

(4) 山村自治体及び住民の自主性の重要と活用

山振対策において山村の自主自立の精神、意欲に満ちた取り組みが不可欠。この観点から指導的人材の養成、地域住民の自主的組織の活用が必要。

2 振興施策への方向

(1) 生活圏域等の広域化への対応

① 道路・交通の確保に係る施策の重要性
地方中枢都市等への幹線道路の整備のみならず、農道、林道も重要。車社会の中で交通手段を持たない高齢者や児童の交通手段の確保のため路線バスの運行確保等の支援措置が必要。

② 広域的視点での施策推進システムの必要性
交通基盤整備等に伴う山村住民の生活・就業圏域の広域化の進展や、山村地域を含んだ上下流域全体に直目した各種施策実施の動き等が顕著。かかる状況下で、複数の山村市町村が提携・協力する等広域的視点に立って機能・役割分担をする必要性が増大。この場合、特に、財源の制約、人材・情報の確保、都会的機能サービスの確保・向上、類似機能の重複設置の回避による投資の効率性の確保等の見地からは、近隣の地方中小都市をも含め、その協力を活用する広域的対応が必要かつ適切。

(2) 産業の振興

① 農林業

山振対策の見地からは、「村ぐるみ第三セク

ター」について支援措置に併せ、経営の多角化等運営面での検討が必要。

② 農林業に係る地域資源活用型タイプの交流、リゾート産業の推進

特に「ふれあい型交流」につき高齢者の経験を活用し、女性の関与を高める等により充実を図ることが適切。山村の「棚田」の景観の形成・保持の役割等に着目し、交流活動等地域活性化への活用方策も考えるべき。

③ 新規産業の育成

清浄な環境等従来の発想にこだわらず、山村の地域資源を活用した産業の大胆な創出を目指すことが必要。

(3) 山村社会の新しい担い手

若者の定住を促進する施策は引き続き基本であるが、さらにUJイーターナー者、高齢者、女性を新しい担い手としてその参入等を重視。高齢者対策に関しては介護・医療対策の対象としてでなく、山村というやさしい環境下で社会参加を継続することに視点。都市部の退職者にも範囲を広げておくことが必要。

(4) 生活環境の整備

① 生活関連施設

山村定住促進のため生活排水処理施設の推進等が重要。

② 集落整備

山村からの人口流出に歯止めをかけるために、拠点集落を中心に居住環境の整備を進めるべき。

③ 教育、伝統芸能の保存

山村文化の重要性を認識し、文化財の修復、保存や伝統芸能の継承を支援することへの要請。

④ 山村の持つ教育的機能の活用

山村留学のみならず、宿泊型の青少年教育施設の整備が必要。

⑤ 医療・福祉施設等

山村定住には緊急医療体制の整備が不可欠。高齢化に対応して保健・医療・福祉を総合化する必要。

(5) 通信施策

情報施設の格差是正や防災・医療での活用を図ることが重要。

(6) 国土保全機能の十全な発揮

山村の多面的機能は基本的には住民が農林業等を営みつつ定住することで確保。治山事業等の国土保全事業の推進等に加え、各地域の森林、農用地の保全・管理活動等の幅広い取り組みへの支援が重要。



保安林問題について

林野庁治山課課長 工藤裕士

一、保安林制度

保安林に相当する森林は、中正においても禁伐林が存在し、徳川時代においては「御留山」という形で、昔から存在していた。

現代の保安林制度は、農林水産大臣または知事が指定し、所有者に作為義務（伐採跡地への植栽）・不作為義務（木立の伐採、土地の形質変更等の制限）を課すとともに、その反対給付として税金の免除等の恩恵があり、禁伐・択伐への補償もある。

制度は、法的には森林法と保安林整備臨時措置法の二つによって守られている。

恒久法としての森林法は、次のように基本的事項の規程をしている。

保安林の指定及び解除：公益的機能を發揮させる必要のある森林を農林水産大臣または都道府県知事が指定し、指定の理由が消滅した場合又は公益上の理由が生じた場合にのみ解除でき

る。

指定施業要件：指定の目的を達成するために立木の伐採方法・限度や植栽の方法等を、保安林指定と同時に定める。

立木の伐採、土地の形質変更等の許可制：事前に知事の許可が必要。

損失補償：森林所有者が土地の自由な利用の制限により通常受けるべき損失を補償する。

監督処分：以上の行為制限に違反したり知事の許可なくして伐採した場合は、知事は中止命令や復旧命令という監督処分を行う。

保安施設事業：保安林の機能強化のための治山事業。

二、保安林整備臨時措置法

昭和二八年に西日本を中心に自然災害が多発したことから、保安林の整備を緊急かつ計画的に行うため、翌二九年に保安林整備臨時措置法が制定された。

目的は、緊急に保安林を整備し国土の保全に資することであり、森林法の持つ保安林制度を補完する意味がある。

保安林整備計画を樹立する際には、中央森林審議会の意見を聞くこととなっている。

同計画には、保安林の指定と解除、買入れ、特定保安林の指定等が含まれる。

また、必要があれば国は保安林の買入れができるし、国有林（普通林）を売って民有の保安林と交換することもできる。最も特徴的なのは強制買取で、従来の制度にはなかった。

また、特定保安林の指定とは、保安林としての機能を發揮していない箇所を指定し、手入れを促進するものである。

三、指定施業要件の概要

保安林の指定目的を達成するため、必要最小限度を旨とし、受益対象が同一の森林またはその集団を単位として、保安林の指定と同時に定

められる。(森林法第三三条第四・五項)

内容は、木立の伐採方法および限度、植栽の方法期間、樹種。(同第一項)

立木の伐採方法及び限度に関しては、イ禁伐、ロ択伐(立木材積の三〇%以下)、ハ伐採種を定めない場合の三種がある。ハは皆伐できるが、同一単位区域内の許容面積と、一カ所当たりの限度(二〇ヘクタール以下)が定められている。

植栽の方法に関しても、樹種やヘクタール当たりの本数が定められている。

なお、水源かん養保安林の場合は、原則として伐採種は定めていない。水源かん養機能発揮の観点からは、森林の単位面積当たりの機能は小さくても目的のまとまりによって大きな機能が確保されるという特性から、適正な森林施業がなされていけば問題はないということである。ただし伐採の限度は、同一流域内や同一箇所の中で何ヘクタールまでと定められている。また特に必要があれば禁伐や択伐の指定もする。

四、保安林における制度

都道府県知事の許可が必要な行為と、その許可基準は森林法第三四条に基づいている。ア、木立の伐採

伐採に際しては知事に申請する。知事は、伐採方法や限度が指定施業要件内である時は許可しなくてはならない。

イ、立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘、開墾、その他の土地の形質の変更

法律上は保安林内での行為は、全て知事の許可が必要と言うことになっている。

「その他の土地の形質の変更」とは、例えば土石の採掘、鉱物の採掘、宅地の造成、土砂捨てその他の物件の堆積、土壌の理学的および化学的性質を変更する行為、その他の植生に影響を及ぼす行為などである。

作業許可は、森林の施業管理に必要な施設を設置する場合や、一時的・局所的な行為である場合に限定される。

許可されない場合は指定の解除というしか方法がないが、指定の解除については厳格を期している。例えば水源かん養保安林では、ダム等利水施設に近接し水の確保に重要な役割を果たしている場合は、原則として指定の解除を認めない。許可するにしても、土砂の流出を防止する代替施設の設置を条件とするなど厳しくしている。

五、保安林整備臨時措置法の沿革と保安林整備

昭和二十九年に制定されて以来一〇年ごとに延長され、現在に至っている。

保安林自体を法的に制度化したのは明治三〇年の第一次森林法が最初である。爾来保安林面積は増加し続け、平成五年現在では約八四〇万

ヘクタールとなり、日本の森林面積の三三パーセントを占めている。

各期ごとの整備内容は次の通りである。

第一期：(昭和三〇～三十九年)主に災害の防備を目的とした整備。保安林面積は二五二万ヘクタールから四一〇万ヘクタールに拡大された。

第二期：(昭和四〇～四九年)水源かん養保安林を主体とした流域保全のための拡大整備。拡大面積は二九〇万ヘクタール。

第三期：(同五〇～五九年)保健保安林等の配備の促進、指定施業要件の整備。拡大面積は一三万ヘクタール。

第四期：(同六〇～平成五年)荒廃保安林の増加に伴い特定保安林制度を創設。拡大面積は六二万ヘクタール。

第五期：(平成六年～同一五年)地球環境時代に対応し、山地災害の防備、良質な飲料水の確保、環境保全等、多目的な保安林整備を目指している。約七〇万ヘクタールを拡大の予定。

以上のように面積的には拡大し続けてきた。しかし所有形態の面では、私有林の中の保安林比率は二割に過ぎない。国有林は五割、公有林は六割を占めており、保安林は国公有林に依存しているのが実情だ。

六、保安林整備の新たな要請

今回の第五期整備計画策定に当たって出された問題を整理すると、以下のようになる。

(1) 災害の防備

平成五年夏には鹿児島県の集中豪雨、北海道南西沖地震などの大きな災害に見舞われた。昨年の山地災害の被害額は約二七〇〇億円と、近年にない多さである。

国土の開発、都市化の進展に伴い、従来にも増して山地、山麓地帯に人家等が増加し、山地災害の危険性が一層高まっている。

また、交通システム、情報通信システム等のライフラインに対する依存度が増加し、小規模な土砂崩壊等の災害でもその機能麻痺は広範囲にわたることからも、保安林の緊急配備の必要性が高まっている。土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の危険地区数は、平成三・四年の調査によると全国で二〇万五〇〇〇カ所にものぼる。

(2) 良質な飲料水の確保

平成四年の東京都の調査によると、住民の半数以上が水道水に不安を感じている。これに対応して家庭用浄水器やボトルウォーターの生産が急激に増加している。

また、簡易水道と上水道の一人当たり年間使用料の推移を見ると、昭和五四年に対し平成二年は、簡易水道が一・二八倍、上水道が一・〇七倍の伸び率である。地方においても良質な飲料水への需要が増大していることがわかる。

(3) 環境の保全

地球的な環境保全に対する関心の強まりの中で、身近な緑や景観の保全、野生鳥獣の観察等

の要請が高まっている。

(4) 保安林の機能回復

その一方で、林業を巡る環境は依然として厳しい。昭和五五年と平成四年の比較では、ヘクタール当たりの造林費は約六割も増加しているが、スギ中丸太の価格は半減している。

こうした状況下で適切な施業、管理が行われなくなり、民有林の中の保安林は約一％、四八万ヘクタールが機能低下している。

七、保安林法制度検討会

保安林整備臨時措置法が今年の四月で切れることから、昨年六月に保安林法制度検討会が林野庁長官の指摘諮問機関として発足した。

昨年より四回の検討会を経て今年一月に報告書が公表された。この報告書においては、地球環境時代に即応した保安林の整備を促進することが重要との認識に立ち、以下の項目を掲げている。

(1) 新たな国民の要望に対応した保安林の整備、具体的には災害の防備、水質の保全、環境保全を目的として次の保安林の整備が必要。

① 山地災害発生危険性の高まりに対応した保安林の配備

② 汚濁の防止、ミネラル添加等による水質保全機能を強化するため、干害防備保安林の配備、択伐指定等

③ 地域景観である森林環境や、貴重な動植物を育み、観察できる原生的な森林生態系等を保安林として保全

また、「その他」において次の検討が必要だとされている。

① 山側の努力にもかかわらず都市側によるゴミ投棄等の違法行為が少なくない。よって、地域に密着した治山事業の実施、行為規制や受益による費用負担のあり方について検討

② 新たな国民の要請を踏まえた保安林整備を推進していく観点から、保安林種の見直しを検討。

(2) 指定目的の機能が低下した保安林を解消するため、公共事業の集中的な実施、林業労働力等の確保が必要。

(3) 保安林配備の現状とその適正化

保安林制度発足後一〇〇年を経、指定後の取扱いが硬直化している。保全対象が消滅してもなかなか解除してくれない、という声がある一方で、解除は慎重にとの声もある。解除や指定替えなどにより保全対象の変化に即応することも必要。

(4) 治山、森林施業技術の開発、普及

(5) 諸手続きの簡素化・合理化

(6) 以上を達成するため法の延長等が必要

八、保安林のあり方

前項の検討会を通じて出された意見のうち特徴的なものは次の通りである。

① 買い取り請求権の設定：保安林に指定される各種の制限が課されるため、都市近郊の森林所有者は保安林への指定を嫌う場合がある。よって、立木のみでなく土地自体も補償対象とするとともに、希望すれば土地の買い取りもできるようにすべきではないか。

② 期限付き保安林制度の創出：指定したままで放置するのではなく、一〇年、二〇年の単位で指定できないか。

③ 地方自治体の主体的取り組み：土地所有者の私的な発意、努力に依存するには限界があり、市町村の土地利用計画に保安林を位置付けられないか。

④ 所有者の主体性尊重：禁止条項だけではなく、好ましい行為を助長する条項を設けられないか。

⑤ 保安林種の整理統合：一一号一七種類あり、非常に繁雑であるから、整理統合ができないか。

⑥ 解除権の移譲：指定解除の権限を大臣から知事に移譲できないか。

⑦ 下流側の費用負担：保安林整備のために上下流の関係者による協定を設け、下流側に費用負担させることを法的に整備できないか。

九、課題と今後の対応策

第五期の整備計画に向けて検討を行った事項を紹介したい。

・ 水道水の水質保全のための保安林の指定

現在の水源かん養保安林・干害防備保安林で制度的には対応できると考えられる。特に簡易水道の取水口上流森林の保安林の指定率が悪い点に配慮して、今後対応していく。

・ 貴重な動植物の保護

社会的必要性はあるもの、既に各種の法律、制度で守られている。保安林制度としては、保健保安林でカバーしていく。

・ 保安林種の整理統合

保安林の指定は強度の私権制限を伴うので、指定目的別に列挙している。単に繁雑であるという理由だけから整理統合することは理論上できない。

・ 期限付き保安林制度の創出

一定期間経過の後に、保全の必要性が消滅したことを科学的技術的に証明することは難しい。また指定理由が消滅した場合は解除しなければならぬという規定があるので、理論的に期限付き保安林は難しい。

・ 受益対象が消滅している保安林の整備

第五期保安林整備計画の中で調査費を計上し、指定解除や指定替えにより対応する。

・ 土地利用制限に対する損失補償

利用目的を特定しにくい。従って免失利益に

関する客観的判断も難しい。今後の課題。

・ 買い取り請求権の設定

予算上の制限等により難しい。

・ 損失補償の受益者負担

森林法上は、「保安林の指定によって利益を受ける地方公共団体等は、利益を受ける限度内において損失補償の全部または一部を負担させることができる」として、受益者負担を明言している。しかし現実には受益者の範囲や受益の程度を客観的に確定することが難しく、実行されずにきている。

・ 指定解除権の移譲

一七種類ある保安林のうち一四種類はすでに知事権限に移譲している。残るは第一〇三号の流域保全保安林であるが、その影響が流域全体に及ぶので権限を移譲することはできない。

知事権限を市町村に下ろすことについては、保安林の影響は一市町村にとどまらないことと解除等の審査には専門的な技術を要することなどから難しい。

・ 協定による下流側の費用負担

協定では下流側は費用負担の義務を負い、上流側は費用要求の権利を持つことになる。所有者と受益者とが対抗的關係になり、本来あるべき姿とは逆となりはしないか。

また協定の性質上、所有権の移転があった場合、新しく入ってきた人も協定を受け継ぐ義務を負うという継承項を付与すべきであるが、対抗的な協定の場合は継承項を設けられないことが障害となる。

・施業の代替

森林所有者が施業を実施せず保安林の機能が低下している場合、公的機関が替わって施業することを知事が裁定する制度については、規制緩和の流れの中で、私権の更なる制限は時代に逆行するとの指摘があり実現は難しい。

・水源区域内での行為制限追加

人が立ち入ることにより水質が悪化するとの観点から、一定の区域で立入り禁止や農薬・肥料の使用禁止という行為制限を行うことは、①森林所有者の立ち入りと一般の人とを区分けする矛盾、②一〇年間に限っての規制は意味がない、③現行の施業許可制度でも十分対応できる、という点から実現は難しい。

・広葉樹への樹種転換

水質保全上、広葉樹の方が針葉樹よりも優位であるとの科学的根拠はない。また森林所有者に樹種転換を要求することは財産権に著しい規制を課することになり、法的にも難しい。

一〇、第五期保安林整備計画

計画期間は平成六〜同一五年で、重点事項は次の通りである。

①災害の多発に対応した土砂流出防備保安林等の緊急かつ計画的配備

②水質保全対策を強化するため

ア、「水質を保全する保安林」（水源かん養保安林、干害防備保安林）の指定促進、特に簡易上水道における緊急かつ計画的配備

イ、伐採方法を択伐とする等の指定施業要件の整備

③環境の保全に配慮した身近な緑の保全等を目的とする保健保安林等の指定促進

④社会環境の変化に対応した保安林の解除・指定替え

⑤特定保安林制度による機能の低下した保安林の緊急かつ計画的整備

現在、都道府県担当者とのヒアリングにより具体的作業を進めている。来年早期に中央森林審議会を開催し、審議の後に保安林整備計画の確定という段取りである。



購読会員

(一九九四年四月一日)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|-------|------|------|---------|------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|-------|------|------|------|
| 相場芳憲 | 魚住侑司 | 越前谷芳隆 | 大山保表 | 岡野周子 | イデスハンソン | 加藤裕二 | 川尻祐一 | 柿下萬寿雄 | 後藤直和 | 甲斐直武 | 近藤佳世 | 菊地佳基 | 坂井武志 | 佐藤英明 | 鈴木信行 | 澤田源太郎 | 東海林建 | 佐々木洋雄 | 田部允之 | 大松允稔 | 高瀬賢悦 |
| 高橋克之 | 筒井源太 | 戸嶋省二 | 田辺省二 | 滝井泰彦 | 乳井泰彦 | 田村泰彦 | 奈良田弘靖 | 長坂一郎 | 橋本一郎 | 原口一虎 | 福永義照 | 淵上京子 | 舩坂益雄 | 細田直志 | 竹内直隆 | 松本一孝 | 満田夏花 | 宮川典子 | 餅田治之 | 水口治之 | 和知隆哲 |

山村に高校生は不要か

― 『森が生まれる』 を読んで

松澤 讓

森林や山村の担い手がいなくなる。と危惧の聲があげられてからかれこれ三十年余りになる。そのはじめのころ山村に生まれたこともたちはすでに三十歳代、担い手の中核となるはずの世代に達している。その後の世代も担い手を志す人びとが出ていい年代になってきている。

この間、さまざまの論議があり、対策がたてられてきた。それが適切であったら、危惧も解消されていたはずである。にもかかわらず改善どころか、事態はますます深刻になってきている。

どうしてなのか。これまでの見方や対応に何か欠落したものがあつたのではないかとこの疑問を、近年とくに強くもつようになつた。そして思ったことの一つは、高校生世代の動向や対応についてだった。

高度経済成長期を通じて、山村の高校進学率は急速に高まり、いまは都市をしのぐほどになつた。だが通学できる高校はまれだから進学のために村を出て、そのまま都市に就職する、というのが現在のパターンとなつた。

高校生世代というのは、人間の成長段階で社会感覚を自ら深めはじめ最も微妙な時期にある。その時期に山村や森林と隔絶された生活をおくることが影響しているのではないかとこの問題である。

山村に生まれたから担い手になるべきだとは限らないし、平地の子どもたちが担い手になつてもいいが、その平地の高校生は受験競争と部活に明け暮れて、より一層森林とは無縁である。

一方、高校生世代が欠落した山村は大人と中学生以下の子どもとの間に大きな断層ができ、それが子どもたちに大きな影響を及ぼすことも当然考えられる。

以上のようなことを思いめぐらせながら、高校生は地域社会の要ではないか、高校配置を再検討すべきではないかとの問題を提起した(注1)。

しかし一方では、昔から「志をたてて郷関を出づ」とか「ふるさとを遠きなりにありて思ふもの」といわれたように、故郷に定着しないことをもっ

て生き甲斐とすることが日本人の心象に沈着していて、高校生世代が森林と断絶するのは当然のことかとの感もあって、私の中にもやもやと吹っ切れないものもあつた。

そんな折、ヤマギシズム林業部が編んだ『森が生まれる』という本を読んで、もやもやが薄らいだというか一つの驚異を感じた。

この本はヤマギシ会という組織が一九九〇年から三重県の山村で林業活動に取り組んだ四年間の様子や感想をまとめた記録だが、その活動の中心がヤマギシズム学園高等部の少年たちなのである。3Kといわれるような山仕事に嬉々としてというか志に燃えてというか、取り組んでいる姿が描かれている。

林業に経験のある大人や大学の青年のリードのもとにはあるが、山に入るのははじめてという少年たちが「人工林は手を入れないと死ぬ」と聞いてショックをうけ、「地球環境保全を目的にした林業」に積極的に入っていく。枝打ちや間伐、搬出、玉伐りから作業小屋やトイシの建設まで、手さぐりしながら、問題がある

とみんなで討議して改善してく。さらに大人や中学生の合宿も受け入れて先導する。

こうして「死ぬ」といわれた森に手を入れて「生きた森」を生み出していく行動が本の表題となっているのだろう。

高校生世代がこのような行動に出るのは何に依拠しているのだろうか。ヤマギシズムというのがそうさせているのだろうか。

私はヤマギシ会とかヤマギシズムが何なのか知らない。三十数年前「百万羽養鶏」をはじめたヤマギシ会に警官隊が介入して幹部が逮捕？されたりしたことが、新興宗教じみたあやしげなものという風評（あるいは誤解）となって、関心をもたなかったのかも知れない。だが三十年以上もつづいて参入する人びとがいて、全国各地に「生活実顕地」という村を築いているのを見ると、共感を呼ぶような精神的支えがあるのだろう。

本によると実顕地という「村」はいくつかの家族の「共同体」ではない。○村人が何人になっても財布は一つの一体経営 ○給料も分配もない ○長や管理職がなく、任意の自覚で役割をもつ ○所有という考え方がない ○すべて研鑽でやる ○生活は一体生活、と説明されている。原始共産社会のようなものが想像されるが、一般常識で判断するイメージとは異なると書いてあり、よくわからない。

ともかく「現代文明が発達するにつれて、自然の中で培われてきた人間のもっている感性も、豊かな文化も、逆に失われていった」というの

はうなづけるし、そこから林業活動は「自然と人為の調和」をテーマとしていて、教育的側面を強く感じる。

だが林業は、給料もなく財布は一つという「タダの社会でこそ成立つ」といわれると、一般の山村に若い人たちが参入するのは無理ということになってしまう。何か精神革命的なものが必要なのだろうか。

はじめに書いた高校生世代の在り方について問題提起したとき、私は岩手県の山村を訪ねたことがある。岩手県は他の県に比べて過疎山村にも高校がたくさんあり、高校生世代が比較的多く村に残っている。

それは岩手県が労働力供給県として、子どもたちが少しでも有利な職業につけるよう進学率向上の方針から、子どもたちが通学できるような高校配置を目ざしてきたことにあるようだ。だから、高校を設けて進学率を高めたことが村をはなれる動機を促進しているのではないかとの批判もある。事実、高校を出ると都市部へ転職してしまい、担い手難はかわらない。

だが、高校生世代が村に在ることによって休日には家業を手伝い、中学生らもこれをみながら育つ。都市に出た青年に代わって高校生が村祭りのミコシを作り、中学生もそれを担ぐというタテの社会のつながり、学び育つかつての山村の姿も残している。それがどう展開するかは、将来をみなければなるまい。

もう一つ。酪農地帯ではあるが過疎化のほげしい北海道の別海町はパイロット・ファーム事

業が失敗し、再建に懸命な村だが、ここにも高校があつて子どもたちはほとんどここに通う。さらに酪農の上級校にいつて家業をつぐので、跡継ぎ、担い手はいまのところ心配ないという。この別海町にもヤマギシ会の実顕地があつて、私は訪ねる機会がなかったが、かなりしっかりした一体経営をしているようだ（注2）。

山村では高校生がみんな出ていってしまうというが、宮崎県が過疎山村の五ヶ瀬町に全寮制・中高一貫教育の「フォレストピア学びの森学校」を創設したところ、都市部からも大勢の志願者が押し寄せ、その人気のほどが目まぐるしく決して山村を毛嫌いしているわけではなく、そういうチャンスがないというところに問題がある。

担い手問題を出発点にあれこれ考えてみると、山村をはじめとしたこの成長過程、とくに大人社会に入る直前の高校生世代の教育環境、生活環境に一つのカギがあるように思う。この点を俎上にのせて、もっと議論を深める必要がある。

『森が生まれる』を読んで、ヤマギシ会のようにならば林業に従事しなくとも、精神革命とまではいわなくとも、ひとつの状況を提示しているのではないかと思つた。

（注1）松沢謙「山村社会の動向と未成年層の教育環境」林業経済№五五二、九四年一〇月

（注2）本多勝一『北海道探検記』集英社文庫。この中で六〇年と八三年の二度にわたつて別海町実顕地を訪ねたルポの記述による。

切り抜き森林・林政ジャーナル

6～8月

新聞・この三カ月

6月
 「読売」6月9日―山頂へ逃げる
 高山植物―

気温に敏感なヨーロッパの高山植物が、温暖化を逃れようと成育圏を高い場所へ移動していることが、オーストリアのウィーン大学植生学・自然保護学部の研究グループの調査でわかった。十日発行の英科学誌「ネイチャー」に発表されるが、このまま温暖化が進めば、高山植物絶滅の危険性もあると指摘している。

グループのゲオルク・グラーパー氏は、九二年夏にオーストリア西部からスイス東部にかけての三千メートル以上の高山二十六カ所を現地調査。このデータと、過去九十年間の調査記録を照らし合わせた。その結果、積雪量に影響されやすい高山植物の中には、十年間で四メートル近く成育域が上昇した種があり、低い地域から高山帯に入り込んだものも増えている。

6月12日―中高一貫して
 山村で学ぶ―

訪れる人も少ない山村に、宮崎県が今春、全寮制で中学・高校一貫の県立五ヶ瀬中・高校を開校させた。公立としては全国初。豊かな自然と触れ合う体験を重ねることとで「個性豊かでたくましい人材の育成」をめざす。九州山地の真ん中、五ヶ瀬町の高台にある同校は、標高一千メートルを超す山の緑の囲まれる。中学四十人、高校四十二人の男女生徒たちは、入学後二カ月間の生活で落ち着いてきた。過疎地を逆手にとって今の教育の欠陥を補い、一方で山村に刺激を与え活性化をはかるという試みだ。

県の狙いは教育だけではない。山村問題対策でもある。県土の七六％が森林で、杉生産では日本一という県が七年前、フォレスト（森林）とピア（理想郷）を組み合わせた「フォレストピア構想」を打ち出した。

そのモデル地区が、学校のある五ヶ瀬をはじめ周辺の高千穂、日之影両町、諸塚、椎葉両村だ。いずれも県都宮崎市まで車で三、四時間かかり、森林が約九〇％を占め、人口は戦後のピークに比べ約半数に減っている。この構想で諸塚村に誕生した「国土保全森林作業隊」は、若者十人からなり、労力不足の林家からの要請で出動、植林や下刈り、間伐、伐採などを

する組織だ。「学びの森学校」も、この構想の一貫だ。校舎はすべて木造である。

6月17日―海と森をつなぐネットワーク―

海と森は恋人同士―漁民たちが山で植林する運動が各地で広がり、山の子供たちを海へ連れて行き、漁をみせるグループも。さらにゴルフ場の開発による森の伐採に反対する漁民も現れ、「お互いの自然を見直し、大切にしよう」と森と海をつなぐネットワークは

活発化している。

海の側から森を守っていく運動は、宮城県で始まり岩手、熊本、宮崎県などでも盛んになってきた。熊本県では熊本市の五漁協の漁民で結成した「天明日の水の会」の会員ら約三百人が、四月に有明海に注ぐ緑川の源流部に当たる熊本県や矢部町の国有林にコブシ、ケヤキなど広葉樹約五千本を植え、「漁民の森」をつくった。

植林をした理由について、沿岸でノリを養殖する同会事務局長の浜辺誠司さんは「源流部の森林伐採などで山が荒れ、雨が降ると下流に濁流や土砂が流れてくる。この緑り返して沿岸の環境が悪化し、アサリやクルマエビなど以前ほど獲れなくなった。海に生きる者として山に無関心でいられない」と話す。

北海道では漁協の婦人部が中心になって過去五年間で約二十万本を植えた。宮城県ではカキの養殖などを行っている唐桑町の漁民が四年前から植林を行っている。

岩手県種市町では「上流の山にゴルフ場ができると、ウニ、アワビなど水産資源に悪影響がある」と今年三月漁民たちがゴルフ場差し止め訴訟を起こした。

「朝日」6月21日―立ち枯れ原因を調査―

酸性雨の影響か、風による倒壊か、それとも何か別の原因か。関東地方で起きている樹木の立ち枯れについて、環境庁は今夏から総合的な調査に乗り出すことを決めた。同庁にとって特に気になるのは、首都圏からの大気汚染物質による「酸性雨」の影響。被害が目立つ日光国立公園には、来年度に「酸性雨測定局」を設置し、汚染物質や地下水の自動測定をする。環境庁は従来、「国内では酸性雨と断定できる立ち枯れ被害はない」との立場をとってきた。雨の平均PHは四・五から五・八で、酸性雨被害が深刻化している欧米並だが、土壌の中には、酸性雨を中和するカリウムが多く、欧米のような被害は出ないとみてきた。林野庁も立ち枯れに関心を示している。男体山を調べたところ、PH四・二の霧を測定したことがあった。同庁は今のところ「酸性雨はもちろん、縞枯れ減少、シカの食害を含め、多様な原因が重なった」と考えている。

7月
「日経」7月7日―国では守れない環境―

環境先進国と考えられている日本でも、欧米並に強い酸性雨が降っている。環境庁が八八年から九二年にかけて実施した「第二次酸性雨対策調査」の結果である。日本各地で樹木が枯れる現象があるが、環境庁は「酸性雨との関連は否定できない」としている。また、一部の酸性雨が中国大陸の影響である可能性についても示唆した。

調査結果によると、全国二十八カ所の測定所の平均で、雨の水素イオン濃度指数（PH七が中性、数値が小さいほど酸性が強い）が四・八であった。最も強い酸性雨が降ったのが広島県の倉橋島と長崎県対馬の四・五であった。普通の雨はPH五・六程度であり、五以下であれば酸性雨と考えられる。

環境庁が中国大陸の影響の可能性を示唆した背景には、原因物質の分析がある。窒素酸化物と硫酸化物は硫酸性物質となって雨中に含まれる。調査結果を見ると北海道の利尻、対馬などの日本海側で秋から冬にかけて硫酸成分が高くなっている。

7月
「日経」7月7日―「絹の道」を「緑の道」に―
地球温暖化の影響などで砂漠化

が進む中央アジアのウズベキスタン共和国に、日本の民間組織が現地の環境局と協力してリンゴや桃の木の苗木を植え、緑化を進める計画を立てている。対象地域は「サマルカンド」や「タシケント」など紀元前から十五世紀ごろまで、シルクロードの中継都市としておおいに繁栄した都市ばかり。関係者は「旧ソ連時代にはほとんど交流のなかった同国をはじめ、シルクロード周辺地域の人々と協力して、中央アジアに緑と友好の帯を広げたいと意気盛んだ。

ウズベキスタン政府との共同植林事業を計画しているのは、日本モンゴル経済文化交流協会のメンバーら。同協会は九一年に設立された当初から環境保護問題に取り組んでおり、三年前にはモンゴルの首都、ウランバートルでもポプラや桜の木を植える緑化運動を実施、成果を上げてきた。

「日農」7月12日―地域の森林手で触れ学ぶ―

地域の森林の様子と役割を知り、観察しながら環境問題を考えようと六日、木更津市八幡台小学校の六年生三十人は同市上烏田の教育の森で散策体験学習をした。

君津支庁産業課の小椋金一係長

ら二人の森林インストラクターが指導に当たり、枝落としの効用、管理の方法、間伐の実演、木や草花の名前などを学んだ。約二時間の体験の後、枝葉を見せて植物名を答えるクイズを全児童に出題したところ、実際に手で触れ感じた学習の効果は素晴らしく、ほとんどの生徒が正解し粗品を手にした。「教室の中にいるより楽しい」「空気がおいしくて風が気持ちいい」「木株の香りはいいね」など、子供たちの目は輝いていた。

「日経」7月22日―自然環境生か脱バブルリゾート

経団連が新型リゾート開発構想として「CCCジャパンの提言」を発表した。政府としても、新たなリゾートのあり方、特にアウトドア・スポーツの振興について考える時期にきている。

この提言は、経団連のビジネス・フロンティア開発協議会が二年間検討してきた。基本的な考え方として、これまでのリゾート開発は「自然を破壊し、地域の実情を無視したハード先行型」と指摘、今後は、「乱開発を避けて、自然、文化的資源の賢い利用を心がけるべきだ」としている。

CCC運動という標語は、アメ

リカのフランクリン・ルーズベルト大統領が大不況のときの一九三三年に設立した「民間国土保全部隊(CCC)」から引用した。失業した若者を国家が雇い、植林や河川の整備を進めた事業で、二百五十万人が参加した。不況後、国土が整備され、アウトドアの指導者が大量に生まれるという成果が残った。

この例にならって、提言では「内需拡大策として自然保護やアウトドア・スポーツ、芸術、文化、地域活動といった分野での基盤整備を」と呼びかけている。

具体的にはまず、全国に約五十人のセンター施設を建設、「家族四人で一週間十万円のリゾート・ライフ」を可能にする。各施設は一度に約五百人の宿泊を受け入れ、年間五十万人の滞在、来訪を目標としている。

〔日経〕7月13日―林業機械共同化へセンター―

栃木県の十六の森林組合と製材会社二十二社などが「栃木県林業サービスセンター」を設立した。造材機や集材車両などの高性能な林業機械を組合員にリースしたり、組合員がもつ機械を他のメンバーに貸し出す。組合員は県からリ

ス料の半額を補助される。林業の担い手が高齢化しているため共同使用の機会を増やし生産性向上をねらう。

8月
〔毎日〕8月16日―白砂青松再び―

日本の伝統的な海岸風景、白砂青松の保護、復元事業に建設、運輸両省と水産・林野両庁の四省庁が乗り出すことになった。来年度から全国五ヶ所程度を対象に取り組む。遊歩道も設置し、住民や行楽客が自然とふれあう空間作りを目指す。

復元事業は川砂などを運び込んで海岸を砂浜などに変え、コンクリートブロックの「人工リーフ」を沖合に沈めて波を弱め、砂の流出を防ぐ。砂浜の背後には松を植林し、遊歩道や休憩施設、広場などを設置。津波などの被害が予想される場所には、傾斜の緩い護岸工事を施して、景観保持と災害防止を両立させる。

〔読売〕8月26日―きこり六種競技―

のこぎりを引く手に力こもり、踏んばってはうり投げた丸太が宙に飛ぶ―奈良県川上村で二十一日、全日本そまびと選手権大会が

開かれた。「そまびと」とは、きこりの意味。吉野杉の美林に囲まれた会場で、参加者は丸太投げ、木登りなどユニークな競技を通して山仕事の技と力を競い合った。

会場の川上村は、人口約三千人。吉野杉の里として知られ、林業の歴史は五百年を超える。

だが、その伝統産業も今は長引く不況下であり、さらに吉野川上流で建設中のダムによって水没する約五百世帯が次々と離村、過疎化に拍車がかかっている。村の沈滞ムードを技と心意気で吹き飛ばそうと、九年前に始まったのがこの大会だ。

〔朝日〕8月26日―離島へ山村へ授業ナマ中継―

光ファイバー回線で結ばれた大画面のテレビを使って、遠隔地の児童、生徒が数十キロ離れた都市部の学校の授業に出席する。文部省は二十五日、こんなマルチメディア時代を先取りした中継授業を来年度から試験的に実施する方針を固めた。その費用約四億円を来年度予算で概算要求する。対象となるのは、離島や山村にある小中学校で、双方向の通信ができるマルチメディアの特性を生かし、小規模校の子供の側からも先生に質問

できる仕組みとする。

モデル地域を東北や九州など八カ所指定。その地域の中核となる学校と、対象となる小規模校をNITのデジタル公衆網で結ぶ。教室にはそれぞれ、三十インチ以上の大型テレビを設置し、中核校の授業を小規模校に「実況中継」する。

システムは実際に授業に出席しているのと同じ条件になるように工夫されている。先生が電子黒板に文字や絵を書くと、その情報が回線を通じて瞬時に、小規模校の黒板に表示される。本や資料集などの教材も。静止画面の電送装置を使って相手の大型テレビに映し出せる。

国民森林会議第一二三回総会議案

一九九五年三月一一日
東京・本郷・学士会館分館

総会次第

- 一、開会のことば
- 二、議長選出
- 三、会長あいさつ
- 四、議案の提案・討議
 - (1) 経過と方針の提案
 - (2) 提言の提案
 - (3) 決算報告と予算案提案
 - (4) 監査報告
 - (5) 討論
 - (6) 役員改選
- 五、会員の意見交換
- 六、閉会のことば

「活動の経過報告」

1、「川の復権」シンポジウム
一〇月三〇日、国民森林会議、森とむらの会、掛川市が、共催して「川の復権を考える」シンポジウムを開催しました。
このシンポジウムは、掛川信用金庫、緑の県民会議の協賛をえるとともに、国土庁、建設省、農林水産省、静岡県、静岡新聞者、静岡放送の後援もいただき、五〇〇人を超える参加者で成功し、報告集および単行本はおって発行の予定です。

2、提言活動
「川」三年次の提言委員会は、七回の委員会討議の結果、「国民と森林」第五〇号の掲載の内容でとりまとめ、総会での承認を得て、関係省庁、地方自治体、市民団体へ、国民森林会議からの提言として送付することとしています。

3、公開講座
基本テーマを「山村を考える」におき、以下の講座を実施しました。

4月9日 総論 ガット農業合意と日本農山村の行方

5月14日 講師 大内力国民森林会議会長
地域からの報告 諸塚村の現状と課題

6月11日 講師 甲斐諸塚村村長
地域からの報告 北海道農山村の現状と今後の展望

9月10日 今後の山村振興対策
講師 小松兼一国土庁山村豪雪地帯振興課長

10月8日 農林水産省の山村振興政策
講師 星野明林野庁管理課長

11月12日 森林の流域管理システムの現状と課題
講師 今井英策林野庁計画課課長補佐

12月10日 リゾート開発の現状と課題
講師 山形光晶林野庁国有林野総合利用推進室長

4、出版活動

「国民と森林」は、事務局の体制不備から、五〇号以降の発刊が大幅におくれましたが、2月中に五〇号、五一号の連続発刊で準備を進めています。

5、組織の動き

会員の動向は、退会五人、加入七人で、3月1日現在の通常会員一四九人、購読会員五一人、団体会員一五となっております。

なお、「国民と森林」の発行は団体購入を含め約一〇〇〇部となっています。

評議員会・幹事会等の開催は以下の通りです。

①第五七幹事会 4月9日

第一二回総会報告

一九九三年度会計監査報告

シンポジウム開催準備(主査 田中 内山)

三年次提言委員(高橋 内山 萩野 畦倉)

田中 島 山田)

②第五八回幹事会 6月11日

シンポジウム開催について

新規会員七名確認

公開講座予定の確認

③第五九回幹事会 7月9日

川の復権を考えるシンポジウムの企画及び予算について

算について

④第六〇回幹事会 9月10日

川の復権を考えるシンポジウムについて

⑤第六一回幹事会 9月24日

川の復権を考えるシンポジウムについて

⑥第六二回幹事会 12月3日

川の復権シンポジウムの報告及び決算報告

第一三回総会に向けた討議

新年度の事業計画 提言委員会 公開講座

特別事業

新年度役員体制について

⑦第六三回幹事会 2月4日

総会議案確認(決算、予算を含む)、提言委員会報告確認

「一九九五年度の活動計画」

1、提言の国民運動化

「川」の提言を総理大臣及び関係省庁に提出し、提言内容を政策に生かすよう求めます。また、関係自治体や市民団体にも送付し、宣伝します。

2、提言活動

新しいテーマを「山村問題」とし、二年計画で調査・研究を進めます。

主査は内山幹事とします。

3、定点調査

阿仁町、上野村について引き続き調査を進めます。

4、公開講座

テーマ「世界の森林と日本」 主査田中幹事
地球上の森林が熱帯林を中心に寒帯林までも減少していくことが、地球環境とともに地域の人々にとっても大きな問題となっており、それに対して我々はどうのようにつきかかをねらうと

してこの一年間取り組んで行きます。

日程は以下のとおりとし、場所はいずれも学
士会館分館とします。

講師およびテーマについては、調整中です。

4月8日 第一回公開講座

5月13日 第二回公開講座

6月10日 第三回公開講座

7月8日 第四回公開講座

9月9日 第五回公開講座

10月14日 第六回公開講座

11月11日 第七回公開講座

12月9日 第八回公開講座

2月10日 第九回公開講座

3月9日 第一〇回公開講座

5、共催、後援の行事

①森林フォーラムの行事(資料2参照)を後援
します。

②八ヶ岳自然と森の学校の計画(資料3参照)
を共催します。

6、会員の交流機会の創設

複数会員がいる地域は、緑の県民会議の協力を
得て「ミニ・シンポ」や「地域講座」など会
員の参加できる行事を実施できるよう努力しま
す。

秋の段階で木場見学と交流会を企画します。

7、「国民と森林」誌の充実

季刊誌としてさらに充実していくため、会員
の協力を得るとともに、企画、取材を充実しま
す。

〈資料1〉

森林フォーラムの活動経過

① 4月17日 道志村フォーラム

山梨県道志村

参加者 四八名(会員二四名 一般二四名)

横浜市の水源林を訪ね、緑のダムとしての森林の役割等について認識を深めた。

朝日新聞・マリオンに行事の記事が掲載され、一般の方が二四名参加した。

② 6月26日 高尾山フォーラム

高尾山・日陰沢

参加者 三〇名(会員一七名 一般一三名)

森林づくりの一環としての下草刈り作業を体験

③ 7月22〜24日 上野村フォーラム

群馬県上野村

参加者 二四名(会員一八名 一般六名)

今年で七年目を迎え、都市と山村との交流を深めるテーマで上野村の人々との交流等の内容で実施、この中で一名の会員拡大。

④ 10月29〜30日 丹沢フォーラム

神奈川県・丹沢周辺

参加者 一八名(会員一七名 一般一名)

丹沢ホーム周辺の自然探索など
1、自主企画

① 8月25〜28日 知床・大雪フォーラム

北海道・知床他

参加者 二六名(会員二名 一般四名)

知床・大雪の森林を訪れ、道東の大自然と、

人間の営みを現地の案内で勉強されました。

② 11月11〜13日 京都フォーラム

京都大学芦生演習林他

参加者 二五名(会員三名 一般二名)

都市近郊林の果たして来た歴史と役割の再認識と検証を目的に田上山などの演習林を訪ねた。

2、年間計画であった「森林政策討論会」は、政治情勢に見通しが立たないため中止しました。

3、フォーラムサロン

① 3月12日 学士会館

テーマ 林業と水系の環境学

講師 矢間秀次郎さん(A.T.T流域研究会)

参加者 八名(会員)

② 5月14日 後楽園会館

テーマ 自給自給の暮らしを求めて

講師 山形・栗山村 栗田和則さん

参加者 一八名(会員)

③ 9月10日 後楽園会館

テーマ 都会育ちの農村体験談

講師 岩手・東和町 役重真喜子さん

参加者 二一名

④ 12月10日 学士会館分館

テーマ 現在の林業状況と速水林業

講師 三重・海山町 速水亨さん

参加者 一七名

〈資料2〉

森林フォーラムの活動計画

○三浦半島・森戸川フォーラム

4月16日(日)

森戸川・源流から川下へ

○上野村フォーラム95

7月21〜22日

民家訪問などを通して、山村と都市の関係を考える

○天城山フォーラム95

10月28〜29日

ブナ林を訪ね、自然と触れ合う。

○フォーラムサロン

年間テーマ 木造建築と私達

開催日 3月 5月 9月 12月の第二土曜

企画 四回に分け講座を行い、内一回は現地視察

講座は多摩ニュータウン(予定)で行い、現地視察は、多摩ニュータウンの木造による集合住宅(公園)の見学を予定。

「自主企画」

○「吉野杉、大台ヶ原、三重県林業地をたずねるフォーラム」

5月25日(木)〜28日

○「山で働く人々の話を聞く会」

9月15〜16日(予定・日にちに変更あり)

大井川・千頭

「その他」

内山実行委員からの特別呼び掛け

「もう一度山形県金山町を訪れませんか」
8月19日(土)〜8月21日(月)の都合のよい日

〔資料3〕

八ヶ岳自然と森の学校の活動計画

期日(各コースとも土・日曜) / テーマ及び講師 / 場所

- ① 4月15・16日 XCで北八ツの森を歩く / 講師 枯山荘と付近の森 / 講師 嶋義明(縞枯山荘) / 連絡先 千三九一〇三芳野市北山四〇三五六 (〇二六六) 六七一五二〇嶋義明 / スキー・レンタル料は二日間で五〇〇〇円
- ② 5月13・14日 北八ヶ岳の動物たち / 大河原ヒュッテ付近の森 / 講師 両角徹郎(日本哺乳類学会) / 連絡先 千三九一〇一長野県諏訪郡原村五七八二 (〇二六六) 七九一五四 九四田中光彦
- ③ 5月27・28日 森の生態と山菜 / 縞笠山と青年小屋 / 講師 平出暢(長野県植物研究会) / 連絡先 千四〇八山梨県北巨摩郡小淵沢町八八八二 (〇五五一) 三六一二二五一 竹内敬一
- ④ 6月10・11日 モモンガとヤマネの生態 / 山彦荘と夏沢峠 / 講師 鈴木欣二(日本哺乳類学会) / 連絡先 千三九一芳野市玉川二二二九 (〇二六六) 七二一九四二原田茂
- ⑤ 6月24・25日 高山の湖の生物 / 白駒池 / 帯

と白駒池 / 講師 磯部吉章(東邦大学) / 連絡先 千三九一〇三芳野市北山芹ヶ沢 (〇二六七) 八八一三八六五辰野広吉

⑥ 7月1・2日 高山植物と天候 / 硫黄岳付近と硫黄岳山荘 / 講師 阿部義男(芳野市青年自然の森所長)・大木正夫(長野県林業大学) / 連絡先 千三九一〇二芳野市湖東三〇九四 (〇二六六) 七六一二六二二浦野栄作

- ⑦ 7月8・9日 森と小鳥 / i 古代の人の生活と森(中堀)・ii 小鳥の分布(林) / 黒百合ヒュッテと付近 / 講師 中堀謙二(信州大学農学部)・林正敏(日本野鳥の会諏訪支部) / 連絡先 千三九一芳野市宮川一三三八 (〇二六六) 七二一三六一三米川正利
- ⑧ 7月15・16日 八ヶ岳の花と地蔵祭 / 赤岳・天望荘 / 講師 今井建樹(長野県植物研究会) / 連絡先 千三九二諏訪市渋崎一七三二 (〇二六六) 五八一七二二〇藤森周二
- ⑨ 8月26・27日 亜高山の花 / 御柱山付近と美濃戸高原ロッヂ / 講師 今井建樹(長野県植物研究会) / 連絡先 千三九一〇一芳野市玉川一四〇〇一八二九 (〇二六六) 七四一二二〇二田中敏夫
- ⑩ 9月9・10日 植物画と写真の撮りかた / 蓼科山 / 講師 大木正夫(長野県林業大学)・新妻喜永(プロ写真家) / 連絡先 千三九一芳野市宮川一三二八 (〇二六六) 七二一三六一三米川正利
- ⑪ 9月30・10月1日 山菜とキノコ / 北八ヶ岳

帯と麦草ヒュッテ / 講師 大木正夫(長野県林業大学)・五味一郎(原村教育委員会) / 連絡先 千三九一〇三芳野市北山八二四一 (〇二六六) 七八一三三三二又は (〇二六六) 六七二九九〇島立博 / 麦草ヒュッテ

⑫ 10月14・15日 北八ヶ岳の造山と歴史 / 大河原峠付近と大河原ヒュッテ / 講師 河内晋平(信州大学教授) / 連絡先 千三九一〇一長野県諏訪郡原村五七八二 (〇二六六) 七九一五四九四田中光彦

⑬ 10月28・29日 冬の星座と宇宙 / 高見石小屋 / 講師 大蔵満(長野市立博物館) / 連絡先 千三九一芳野市玉川二二二九 (〇二六六) 七二一九四二原田茂

1994年度決算案

自1994年1月1日
至1994年12月31日

| 区分 | 項 目 | 当年度予算 | 決 算 | 過 不 足 | 備 考 |
|------------|---------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 収 入 | 会費 | 725,000 | 805,750 | 80,750 | |
| | 購読会費 | 4,195,000 | 4,137,250 | 57,750 | |
| | 賛助会費 | 500,000 | 1,000,000 | 500,000 | 林研センター助成金 |
| | その他 | 200,000 | 58,869 | 141,131 | 総会パーティー参加費外 |
| | 繰越 | 1,452,029 | 1,452,029 | 0 | |
| | 計 | 7,072,029 | 7,453,898 | 381,869 | |
| 支 出 | 会報発行費 | 2,100,000 | 2,094,715 | 5,285 | |
| | 資料出版 | 100,000 | 0 | 100,000 | |
| | 物品費 | 200,000 | 0 | 200,000 | |
| | 通信費 | 550,000 | 241,266 | 308,734 | |
| | 人件費 | 150,000 | 33,000 | 117,000 | |
| | 事務所費 | 120,000 | 0 | 120,000 | |
| | 資料購入費 | 100,000 | 0 | 100,000 | |
| | 印刷費 | 50,000 | 5,656 | 44,344 | |
| | 総会費 | 350,000 | 280,100 | 69,900 | |
| | 評議員会費 | 300,000 | 248,300 | 51,700 | |
| | 幹事会費 | 350,000 | 471,331 | 121,331 | |
| | 調査・活動費 | 1,700,000 | 2,094,106 | 394,106 | |
| | 提言委員会 | 600,000 | 456,300 | 143,700 | |
| | 定点調査 | 500,000 | 0 | 500,000 | |
| | 公開講座 | 400,000 | 608,806 | 208,806 | |
| | 教育森林助成 | 150,000 | 0 | 150,000 | |
| | 調査予備費 | 50,000 | 1,029,000 | 979,000 | 掛川シンポ費用 |
| | 団体加盟費 | 50,000 | 50,000 | 0 | 緑の団体協議会会費 |
| | 予備費 | 952,029 | 654,170 | 297,859 | 借り入れ金返済 |
| | | 計 | 7,072,029 | 6,172,644 | 899,385 |
| | 次年度繰り越し | | 1,281,254 | 1,281,254 | |
| | 合 計 | 7,072,029 | 7,453,898 | 381,869 | |

注 掛川シンポはこのほかに林研究センターより100万円助成

上記のとうり相違ございません。

1995年2月4日 事務局長 萩野敏雄 印

監査の結果、適正に処理されていることを証する。1995年2月5日 監 事 酒井利勝 印

三井昭二 印

1995年度予算案

自1995年1月1日

至1995年12月31日

| 区分 | 項目 | 前年度予算 | 当年度予算 | 摘要 |
|--------|-----------|-----------|-----------|---------------|
| 収 入 | 会費 | 725,000 | 725,000 | 145人 |
| | 購読会費 | 4,195,000 | 4,195,000 | 団体(15)、個人(51) |
| | 賛助会費 | 500,000 | 500,000 | 団体助成金を含む |
| | その他 | 200,000 | 200,000 | 出版物売上他 |
| | 繰越 | 1,452,029 | 1,281,254 | |
| | 計 | 7,072,029 | 6,901,254 | |
| 支 出 | 会報発行費 | 2,100,000 | 2,100,000 | 編集、印刷、発送費用 |
| | 資料出版 | 100,000 | 100,000 | |
| | 物品費 | 200,000 | 200,000 | |
| | 通信費 | 550,000 | 550,000 | |
| | 人件費 | 150,000 | 150,000 | |
| | 事務所費 | 120,000 | 120,000 | |
| | 資料購入費 | 100,000 | 100,000 | |
| | 印刷費 | 50,000 | 50,000 | |
| | 総会費 | 350,000 | 350,000 | |
| | 評議員会費 | 300,000 | 300,000 | |
| | 幹事会費 | 350,000 | 350,000 | |
| | 調査・活動費 | 1,700,000 | 1,700,000 | |
| | 提言委員会 | 600,000 | 600,000 | |
| | 定点調査 | 500,000 | 500,000 | |
| | 公開講座 | 400,000 | 400,000 | |
| | 教育森林助成 | 150,000 | 150,000 | |
| | 調査予備費 | 50,000 | 50,000 | |
| | 団体加盟費 | 50,000 | 50,000 | 緑の団体協議会 |
| | 予備費 | 952,029 | 781,254 | |
| 計 | 7,072,029 | 6,901,254 | | |

会員紹介

多様な会員を“自己紹介”する欄です。生いたち、著作、モットー、好きな本、メッセージなどお寄せ下さい。
(五〇音順、一部未着の方は到着しだい掲載します)

わたなべ
かづら
渡辺 桂



●一九三二年一月七日茨城県鉾田町生まれ。東京大学林学科卒業後、林野庁(九年)、FAO(十三年)、国際協力事業団(十四年)に勤務、現在同事業団専門員(森林・林業)。

●林野庁での最初の勤務地は岐阜県中津川市で、国有林と地元の関係など良い同僚から教えられることが多かった。

FAOでは最後の勤務地ネパールで、住民林業の開始に携わった。開発途上国の森林問題で眼を開かれる経験をした。

国際協力事業団では、ケニア、ネパールでプロジェクトの実施に当たり、現在も主に現場の仕事に関係している。

●社会林業の振興が熱帯林保全の鍵であると言われたしてから、もう二十年になるが、その実施状況はあまり芳しくない。山間部の住民の総体ニーズに応えなければ、彼らの心からの参加は期待できず、住民がその気にならなければ、その地域の自然環境と森林の保全は達成できない。

いまネパールで新しい方向づけのプロジェクトがスタートしており、そのお手伝いに来年(九四年)三月まで同地で働く予定。

事務局より

お詫びとお願い

事務局の手違いにより、本誌の発行が大変遅れましたことを最初にお詫びいたします。

また、本誌の発行遅れにより、会費及び購読会費の請求に混乱が生じ、皆様に大変ご心配をおかけいたしました。

会費及び購読会費につきましては、今後以下のとおり整理させていただきますので、よろしくお願いいたします。

通常会員の会費：年会費五〇〇〇円とし、会の運営費、本誌代金及び郵送料を含みます。

したがって、これまでに納入いただいた会費は、年度、年度で整理し、請求書を発行させていただきます。

購読会員の会費：年間四号の予定です。四号分で三〇〇〇円の計算とします。(定価は一冊千円ですが、会員配布価格として、年三〇〇〇円としています。)

したがって、年度途中入会の方は、発行号数で整理し、請求書を発行させていただきます。

事務局の不手際を重ねてお詫び申し上げます。今後はスムーズな運営を心がけますので、今後ともご協力をお願いいたします。

(中内)

森林の未来を憂えて

—— 国民森林会議設立趣意書 ——

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見ずしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないのでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちはどのように手をにぎり合えるのでしょうか。

一、いまみられる私有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができのでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇の中で、開発途上国の森林にどのようにかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同とご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

1995年春季号

第51号

■発行 1995年4月1日

■発行責任者 大内 力

■発行所 国民森林会議

〒107東京都港区赤坂1-9-13

TEL 03(3583)2357

振替口座 東京2-70096

■定 価 1,000円 (〒共)

(年額 3,000円)